

平成28年12月7日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	森田貞男
情報防災課長	松本敏郎	税務課長	川村一秋
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第3号

平成28年12月7日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成28年12月7日  
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、一般質問の方させていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、まず、サミット、ほんとお疲れさまでございました。開催が決まって以降、町長を先頭に、教育委員会を主にですね役場全体で、全職員の協力によりまして無事終了致しましたことをほんとうにうれしく思っております。ほんとうにお疲れさまでございました。

私も、お見送りの方を2カ所ぐらい行かせていただいたがですけど、入野駅の方でお見送りの際に引率の方から、列車に乗り込まれる直前ながですけど、沿道のたくさんの人の見送りに感動しましたというお言葉をいただきまして、ほんとうにやってよかったなっていうふうな感想を持ったことでした。

今ご紹介しましたように、成功の裏には、住民の方のご協力が大きかったことも忘れてはならないと思います。これからも、何かにつけ住民の方のお力をお借りするということが町政の発展にもなるかと思えますので、その点も含めて、職員の方にもよろしくお願いをしたいと思えます。

また、今回の高校生サミット in 黒潮と銘打って開催されたわけでございますが、このことは大変意義のあることだと考えております。これからの日本を、世界を担う高校生に将来を託すというふうな意味で、深い、大きい意味があったと思います。

また、サミットの中でも高校生からは、被災地にはSNSを使った情報を共有するであるとか、そういった若者の柔軟な発想も聞かせていただきました。このことも、町としても検討の余地があると思えますので、みんな、その今回受けたご意見を貴重な意見として受け止めたいと思えます。

また、昨日も町長の答弁でもあったわけですが、内容をしっかりと精査して今後に生かしたいという旨のご発言もあったわけでございますので、そういった意味で私と致しましては、今後もさまざまな事柄に柔軟な考えで執行部の皆さんに訴えていきたいと思えますので、何とぞよろしくお願い致します。

前置き長くなりましたけど、今回の一般質問ということで2つの質問の方を構えらしていただいております。

まず、第1番目に防災・減災についてでございますが、またかというふうな受け止めの方もおられようかと思えますが、これはまだまだ達成というか出来上がっていないと思っておりますので、これからも続いて質問の方させていただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

まず、「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮において、黒潮宣言が採択された。自治体の担う役割や課題について、参考となる事柄が大いにあったと思う。今後も、若人や各地区の意見を聞き、強固な黒潮町創設を目指すべきと考える、についてであります。

カッコ1と致しまして、9月議会で同僚議員が、大方球場周辺の防災放送施設と申しますか放送施設の設置を訴えたわけですが、担当課長の方からは、費用も安価であり設置は可能といったような回答があったわけですが、とても良いことだと思います。その他にもですね、実は多くの人が集まる場所があるわけですし、塩屋の浜や、佐賀地区、大方地区にある2カ所の道の駅などがそれなのですが、そこに放送施設設置の考えはあるか、についてでございます。

地震や津波、その他の災害はいつ起こるやらも分からんわけですし、町内にはいろいろな施設であったり、そういった場所があるわけでございます。観光客やサーファーといった、町外や県外の方からも多くのお客さまも見ております。そういった場所に、緊急放送と申しますか防災放送の施設が見られないわけですね。これでは、せっかくおいでいただいたお客さまに町として不行き届きではないかと、自分としては考えるわけです。

そういった意味合いを持ちまして、この1番の質問の方にご答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の一般質問、防災・減災についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、大方球場、塩屋の浜、および道の駅等の多くの人が集まる場所へ放送の設置に関するご質問でございますけれど、このご質問、具体的に今議員がおっしゃったように屋外のスピーカー設備のことだと思います。

多くの方が集まる公共施設には、緊急時の情報伝達のためにも屋外放送施設は必要だと認識はしております。将来的には、全町的な防災行政無線で対応すべきだと考えておりますけれど、それまでの対応として、今回の質問で具体的に挙がってきている塩屋の浜や、佐賀地区、大方地区にある2カ所の道の駅、そして大方球場について、それぞれの管理をしておる国や県、施設管理部署と協議を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

考えておられるというふうなことなので、少し安心はしましたけど。

前回の9月議会での回答の中では、自分の受け止めの甘さとかあれかもしれないんですけど、何かすぐにも、その大方球場の方にはできそうなような感覚で受け止めちゃったんですけど。

まあ取りあえず、大方球場はいつ設置の予定ですか。そういった計画はありますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

大方球場は町管理ですので、ほかのことと協議する必要もないというご趣旨でのご質問と思っておりますけれど。

議員がご質問の中で、比較的安価なという表現がございましたけれど、これ安価と申しましてもですね、やはり相当の金額が発生します。

特に大方球場、9月議会で私が説明したのは工事の種類の3つに分かれておまして。1つは、光ケーブルを球場まで引く工事。それから、そこで告知放送で緊急地震速報とかを通知するシステム。システムを使った外

部マイクに伝える放送。そして最後には、野球なんかを実況中継する施設。3つの内容でご説明をしたんですけど。ざっと概算でその3つをすべてやった場合に、やはり120万ぐらいの費用が発生します。これすべて補助事業が今のところ見当たっておりませんので、町単独の事業でということになりますので、これから当初予算に向けての予算査定に入るわけでございますけれど、その中で、なお協議を詰めてまいりたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、課長の方から答弁ありましたけど、光ケーブル、告知端末、実況中継。これで120万というふうなことなのですが。

以前からずっと私申し上げておりますように、ほんと、いつ来るやら分からんがですよ。今かも、明日かも、あさってかも分からない。そういった状態で120万、町単で税金の方使うわけですから、すぐにというふうなことにはなりかねないかもしれんですがですけど、それもそれで自分としたらですね、物足りないというか。目に見えてそういった、計算上の120万であるとかいうところも出ておればですね、町単ですぐにでもできるんじゃないかというふうな感覚で持っております。

これはもう、優先順位があるであるとか、予算の問題であるとか、いろんな問題はありますが、一つ一つこなしていかないと間に合わない部分が大いにあると思いますんで、取りあえず大方球場の方は早急をお願いしたいと思います。

また、私が質問してます塩屋の浜なんかにしてもですね、近くには公衆トイレがあったりして、そこに電源的なものには引き込み可能であろうというふうなことを自分は思うんですが。

あと、道の駅にしてもそうですね。そこへ、まあ簡単に言い過ぎかもしれませんが、ポールを立ててそこへマイクを付ければ、スピーカーを付ければ、それで済むことではないかというふうに思います。そういうことを一つ一つやっばやっばいかんと、ほんと間に合わんようになると思うがですよ。

今日も新聞の方にも出てましたけど、情報と行動が命を守るんだということ。昨日、課長の方も高知市の方のシンポジウムへ行っておられたと思いますが、そこでも情報と行動が命を守るということを書かれておりました。やはり、そのとおりのやと思うんですよ。情報、そこでどうしていただき、今こういう状態だからどうしていただきということ、早く、大きな声でそこで伝えることが一番やと思いますんで、ぜひですね、今回はその塩屋の浜、2つの道の駅というふうなことで、多くの人が集まる所なわけでございますのでお願いしようがですが。

そのほかにも、黒潮町はサーファーのメッカといいますか、ほんと県外からのお客さんもたくさんのでございますんで、サーフィン、田野浦であったり、ここの入野であったり、浮鞭地区なんかにも、ほんで伊田なんかにも結構多いわけですので、そういったせっかく来ていただいている方に安心を与える意味でもですね、ぜひお願いしたいと思いますんで。予算の方に今、予算編成の方へ入っていると思いますんで、その点も含めて、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

このことはよろしくお願いと致しまして、次に、2番の方に入りたいと思います。

カッコ2と致しまして、告知端末の事業所への設置がなされていないと思うがなぜか。設置の予定はないか、についてでございます。

一般家庭の告知端末はほとんど進んでいると思うんですが、公的であったり民間であったり、それにかかわらず、事業所関係への普及があまりにも低いんじゃないかと思っております。人が集まる場所にはやっぱり、

特に災害時なんかですね、告知端末の設置が絶対必要であると自分は思っております。

そういったことも含めまして、町の見解をお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは続きまして、浅野議員の2番目の質問、告知端末の事業所への設置に関するご質問にお答えしていきたいと思っております。

告知放送端末機の事業所への設置につきましては、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例、および、同条例の施行規則に基づき、運営をしておるところでございます。従いまして、事業所が申請すれば、所定の費用を負担することで黒潮町光ネットワークに加入することができて、告知放送端末機の設置ができることになっております。

具体的な費用と致しましては、町内事業者であれば、1 契約目は引き込み工事日が免除され、告知放送端末設置料金1万8,000円のみとなっております。ただし、2 契約目からは引き込み工事費2万円が別途必要となってきます。

また、町外事業者の場合は、引き込み工事費2万円と、告知放送端末設置料金1万8,000円が別途必要となっております。

従いまして、業者の方から申請をいただければ、いつでも加入できるようになっております。議員ご指摘のとおり、まだまだ啓発が不十分かもしれませんので、その分についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今、課長の方からも、条例でうたっておって、申請があればすぐにでもできるというふうなことで。費用的にも、町内であれば1万8,000円というふうなことで安価にできるわけなんです。

ですが、やはりですね、民間の事業所いいですか、点在しておるわけですが。そこにはやはり、特に昼間であつたりする場合には多くの人が集まるわけですし、そういった場所をピックアップしてですね、町の方からも、こういう場がありますというふうなこともいま一度広めていって、そういった場所へ告知放送を付けることが防災に有効であると考えますので、これはぜひお願いしたいがですけど。

ただですね、今のままで事業所が申請してくるかという、私はもう全くゼロに等しいと思うわけですよ。端末をやるってなったら、当初は事業所の方にもPRいいですか声掛けもされたと思うがですけど、もう一度というか、もう2度も3度もですね、事業所の方にはそういった声を掛けて広めていかないと。早やですね、場所によつたら防災放送いうかマイク放送が聞こえない所は、町内にもいっぱいあるがですよ。それはスピーカーの元のやかましいぐらい聞こえるところは必要ないかもしれんですがですけど、マイク放送も聞こえない所で情報が全くないというふうになると、これは問題でありまして。そういった所のことも含めて、やはり告知放送を付けていただくということが、ほんとに防災への第一歩になろうと思っております。

その点も含めて、もう一度、答弁の方お願いできますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

これまでの取り組みとしては、すべての事業者に対して申し込みをいただくようなお話はですね、既にこの課の経過でやってるのは事実なんですけれど、ただそれでもやはり、議員おっしゃるように繰り返し営業しなければ、なかなか事業所が入ってこないという事実もあろうかと思えます。

特に大方地域ですね、佐賀地域と比較して大方地域の方、やはりケーブルテレビの件につきましてもやはり全体的に加入が低調でございますので、そういう所に特にポイントを絞ってですね。特に事業者さんにつきましては、町内の事業者さんというのは非常に小さい事業者さんが多いわけでございますけれど、かなり規模の大きな事業所さんでも実際、議員おっしゃるようにまだ加入されてない事業所ですね、あります。そういう所を丁寧に調べて、より強い加入をしていきたいと思えます。

当然、私どもの方もできるだけたくさんの方々に加入していただきたいというのはもう願うところでございますので、精いっぱい取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

精いっぱいやってくれてるふうなご答弁でございますので、まあよろしくお願ひしたいがですけど。

課長、あれですか、町内の、民間もあり公的な事業所もあるがですか。把握されちよう範囲内でええがですけど、どことどこ、というふうな回答をいただけませんか。事業所ですね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、全体的な統計データから申しますと、平成 26 年度の経済センサスの基礎調査による数字はですね、町内には 598 事業所ございます。これは農業、漁業以外ですね、小さなお店も含めて。そういう事業所がありますけれど、そのうち、光ネットワークサービスに加入している所は 165 事業です。

ただ、個人の家と事業所、小さいお店なんかはそういうことが多いんですけど、一緒になった所もありますので、個人で入っている所がありますので実態はこれより高いんではないかと思っておりますけれど。

その中で、比較的大きな事業所でここが入ってないという所。例えば、金融関係の事業所さんなんかで、まだ入られてない所。これ、浅野議員さんの情報でも私どもは気が付いてきたんですけど。そういうふうな所もありますので、特にそういう所をポイントを絞ってですね、今後営業活動、必要だと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

平成 26 年言われましたかね、おとしぐらいの数字なんでちょっと、これから動いていることもあろうかと思えますけど、もう 598 件で 165 件の設置。あと、433 件ぐらいまだというふうなことなんで。これ数字で見ますと、ほとんどできてないというふうな状態なんで。

自分もですね、町の方だけにお願いするお願いするっていうふうなことは考えてません。今、課長の方から言われましたように金融機関の勧誘に行きまして、来年度は設置したいっていうふうな回答もいただいていますんで、自分たちも知り合いのいいですか、そういった事業所には声掛けの方をやっていきたいと思えますんで。まあ、一緒にできればと思います。

それで、事業所等にも必要なわけですが、各地区には集会所、あるいは消防屯所があるわけですが、こういった所へは設置の方はされてますか。

また、設置してないようでしたら、今後取り組む予定はありますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ご質問にお答えしていきたいと思えます。

集会所、消防屯所につきましては、すべて設置をしております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。安心しましたけど。

集会所の中ですね、集会所には、今そのテレビ放送の方ですよ。これの引き込みは、町負担ということが自分としてはあれなんですけど、やる計画はありますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

再質問にお答えします。

集会所の方、テレビを多分引いておられる集会所と、そうでない集会所はあろうかと思うんですけど。この場合は、利用料の方を部落の方で負担していただくような契約になっております。

ただ、屯所の場合は、公費で利用料を見るようになっております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

受信料の方は要るわけですので、これは部落の方で負担していただくのが自分もええかなとは思いますが、できれば町の負担でやっていただけたらどうかなというふうなことも思えます。

というのも、集会所ですね、テレビの方、受信の契約すると、今年から、5 月から始まっちゃう愛媛朝日ですか、そうした放送も増えているわけなんです。その宣伝効果いいですか、住民の方がそれを見て、あ、こういうがあるんだっていうふうなことで広まっていく宣伝効果もあろうかと思えますんで、そういった方向もぜひ考えていただければと思います。

この告知放送はですね、告示端末はほんと、情報伝達の意味ではすごく大切な部分と僕は思っていますんで、今後も取り組みの方を強くやっていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、2 番の質問はこれで終わりたいと思えます。

続きまして3 番目の、カッコ3 としまして、台風 16 号では、家屋の床上浸水、床下浸水やハウス園芸農家等への被害があった。河川の堤防、道路の側溝などが許容量を上回ったことが一つの要因と考える。町としての



今後の対応について聞く、であります。

町内には、佐賀地区の方から言いますと伊与木川で、こっち大方地区へ来ますと、有井川、蜷川、湊川、蛸瀬川といった河川があるわけですが。今年の台風16号では、特にはんらんやその危険があったわけですが、水はけの悪い側溝へ、場所が各地区に点在しちょうがですね。それぞれの場所で、天候、特に雨の量によっては不安と戦ってる方がほんと、住民の方が多くいるわけでございます。生活する上で、その水の心配であるとかいうことを抱えての生活、大変やと思いますんで。

この点につきまして、町としての対応をどのように考えておられるかお聞きします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1番、防災・減災についてのカッコ3、台風16号では、家屋の床上浸水、床下浸水やハウス園芸農家等への被害があった。河川の堤防、道路の側溝などが許容量を上回ったことが一つの要因と考える。町としての今後の対応についてのご質問にお答え致します。

台風16号においては、満潮時刻と時間が重なったことも一つの要因でありまして、河川のはんらんや湧水地である所が増水をし、床上浸水、床下浸水や農作物への影響がございました。

黒潮町内において、市街地に近い所にある町管理河川については、少数であります。現状での管理体制は、ヨセや堆積（たいせき）土が見受けられる所の取り除きを事前に対応しておりますが、河川護岸が被災した場合、ほとんどが災害復旧事業により対応をしている状況であります。

道路側溝の許容量を上回ったことについては、側溝内の堆積（たいせき）土による流れの阻害も考えられます。その場合、直営で取り除きを行う場合もございますし、地区清掃での対応をお願いしているところでございます。

現状の側溝を大きくしていく改良等は現実的に難しい状況でございますし、清掃等の維持管理を、今後も地域とともに対応していかなければならないと考えております。

なお、河川について市街地に近い所においては、県管理河川がほとんどでございます。その県管理河川につきましては、地域からヨセや堆積（たいせき）土の取り除きの要望が多く出されております。そのヨセ、堆積（たいせき）土が流れを阻害し、はんらんをしている状況も考えられます。

要望に対して毎年、数河川ずつ取り除きをさせていただいているところでございますが、今後も引き続き要望を行ってまいります。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

河川ですので、ほとんどが県管理ということはそのとおりなわけですけど。ただ、順序いいですか、多くの所が被災した場合にはその優先順位もあろうかと思えますんで、それはどうしようもないと思うがですけど。

そのときに、その各地区地区に大体の目安といいますか、いつ以降になるというふうなことでよかろうかと思うがですけど、いつ以降にはできるかもしれないみたいなこともずっと言っていただいて、各地区の方が、要望はしたけれども、いつどうなるやら分からんというふうな、不安な気持ちを持っておられる方が多くおられますね。区長さんがそういったことを要望するわけですから、区長さんの中にはそういった多くの方がおられるんで、いつごろになれば可能かもしれないというふうな町の方からの声ですね、ぜひお願いしたいと思

うがです。

それに、今、課長の方も言われましたけど、やっぱり何事をするにしても住民の方の力をお借りすることが、これが何事にも大事なことで、すごい大きな力であります。その気持ちはみんな共有して、どんな住民の方にもご協力を募るっていうふうな方向性も持つべきやと自分も思いますんで、その点はよろしくお願いします。

それで、皆さんのお手元に写真の方をお配りしちゃうと思うのですが。先ほど課長言っておられました河川の方で、これは湊川の写真ながですけど。

上の2枚がですね、上の左側の左上の分が、ここはご覧のように、ぼっこりと大量の雨水で流されておるところであります。ここは中央に杭が立っておるがが見えると思いますけど、県の方で管理、修復の方をしていただけるということでお伺いしてますけど。

この右側の右上の部分ですね。これ、右隅の方は田んぼながですね。田んぼの部分に大量の、これは昔の護岸の部分が主やと思うがですけど、その分が流れ込んだような状態で。年明けのちょっと田植えの方もですね、不可能なような状態にあるわけです。

この右上の写真の所の状態を聞きますと、何か、町が半分、地主さんが半分で復旧可能っていうふうなことをちらっとお伺いしたんですけど。その点、課長把握されておられると思いますが、そういった話でよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答え致します。

農地災害に係る部分になると思いますので、農家負担、地主負担が農地災害で2分の1ということになるはずです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

どこもここも町のお金でっていうふうなことは不可能であることは私も分かりますが、できるだけですね、こういった災害ですので、災害の場合にはというふうなことで町の方としてもですね、まあ個人の方ではありませんけど、もう少し手厚い補助であったり、そういったこともぜひお考え願えたらと思いますんで。

この状態で、半分のお金が幾らになるのかちょっと自分は見当つかんですが、かなりなお金になろうかと思えますんで、そのへんもご検討をぜひお願いできたらと思います。

それとまたですね、ここ近くにはハウスなんかはあまりないがですけど、ほかの所にも河川の端にハウスがあったりとか、そういった所は多くありますんで、そういったところですね、護岸の堤防のちゃんとしたその設備を強固なものにする。そういったことも必要かと思えますんで、ぜひその点もお願いしたいと思えます。

それで、元へ戻りますが、先ほどまちづくり課長の方から、川の中のヨセであるとかそういったものの撤去のこともありましたけど、この、もう一度写真の方を見ていただくと。

これも湊川の写真ながですけど、ご覧のように右下の分、堆積（たいせき）もすごくありますし、ヨセの方も、もう川を埋め尽くすような状態にあります。こういったことが川のはんらんにつながることは、もう一目瞭然やと思いますんで。

それと、左下の分もですね、これも同じく湊川ではあるのですが、これ沈下橋ですんで、増水の折には川の下に埋もれてしまうわけですが。この橋の下なんかもう埋まったような状態ですんで、これも川をせき止めるっていうふうなことで上流のはんらんにつながろうと思いますんで。こういった状況の所、優先順位で言えば高いと思いますんで、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、防災・減災につきましてはこれで終わりたいと思います。今後も取り組みの方をよろしくお願ひして終わりたいと思います。

それでは質問事項2番の、子育て支援、少子化対策についてに移りたいと思います。

まずカッコ1番としまして、6月議会では、町長不在の議会となり非常に残念であった。教育長をはじめとする執行部の答弁はあったが、今春、初めて保育所訪問をした町長自らの感想と、今後の取り組み、対応を聞く、についてであります。

ほんとに残念やったいうか、そのときにそのときの町長の言葉を聞きたかったわけなんで、非常に残念にいまに思っておりますんで今回質問させていただいたわけですが。保育所訪問、これほんとですね、やっぱ現場を見るっていうのが一番の問題解決につながるんじゃないかと、自分、常々思ってますんで。

あれから半年がたちましたけど、あのときの気持ちになっていただいて、町長の素直なお気持ちをお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

去る6月議会、一般質問日程では、自己管理能力の不足から結果として欠席ということになり、議会ならびに住民の皆さまに大変なご迷惑をお掛けしましたことを、冒頭おわび申し上げます。

答弁ですけれども、4月、5月と各を保育所を訪問させていただき、職員の皆さんと意見交換をさせていただきました。また、実際に保育の状況も視察ができ、有益な時間であったと考えております。基本的な事項につきましては情報としては挙がってまいりますが、議員からご指摘もありますように、実際の生の声をお伺いすることの大切さを実感したところです。

全体的な率直な感想としましては、それぞれの園にそれぞれの課題があるわけでございますけれども、そういった環境の中で、園児のことを第一に考え、また、園全体のチームワークと工夫でカバーしながら保育をやっていただいておりますことが確認でき、あらためて安心したというのが実感です。

また、意見交換では、議員からもご指摘をいただいております年齢別保育の実施による保育環境のさらなる充実や、家庭や保護者等との関係性の重要性についてそれぞれ意見をいただいたところです。

今後の取り組み、対応についてということでございますけれども。保育環境の整備は、ハードからソフトまで種々ございます。保育園は、その中でも子育て環境の大きな柱の一つであることは間違いのないと思っております。今後現場と定期的に意見交換の場を設けながら充実を図ってまいりたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんと、忙しい中を訪問していただけたわけで、ほんとにありがたく思っております。今後もですね、継続的な訪問も必要かと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

町長も定期的というふうなこともちらっと言っていましたので期待はするわけですが、ただですね、町長どういうふうな、何か肌で感じたことが、細かな部分ですけど。その場になかったこともあり、あんまり伝わってこない部分もあるがですけど。

ただ、6月議会で教育長の方に答弁いただいたときに、皆さんが仕事着とといいますか、普段の仕事のときの格好で行かれたということで、子どもの方がすごいええ子でおったと。普段になくいい子で保育を受けていたというふうなことをお聞きしたもので、教育長にもお願いして、次は普段着で。ジャージであるとかジーンズであるとか、そういった普通のおんちゃんが来たというふうなことで。ぜひそういったこともやっていただいて、そうした場合にどういう反応かというふうなこともぜひ見ていただきたいと思いますので、その点も含めましてよろしくお願ひしたいと思います。

それと、町長今答弁にもありまして、園児が第一じゃということで受け止めておられるということはお聞きしたわけですが。やっぱり昨日も同僚の議員から、いじめに対する一般質問の方もあったわけですが。自分の中にはどうしてもですね、この保育の時期に、いかに手厚い保育をするか。保育所で、ほんと目の行き届いた、手の行き届いた保育をするかによって、小学校、中学校へつながる部分でものすごく大きな部分があると思っております。これは以前にも、この場でお話しさせていただいたわけですが。

そういった意味におきましてですね、今の予算の方のことでいろいろ大変な時期やと思いますけど、予算措置の方もですね、保育士の方をもう少し増やすであるとか、そういった方向でいていただきたいし、そうすることが町の発展いいですか町の存続にも大きくかかわってくると思いますので、その点、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうもね、いまだに保育士の手は足っていないというふうに、自分は思っております。

それで、その保育のことでですね、1点だけ最後に確認とお願ひしちよきたいがですけど。

保育所で、月曜日から、今の庁舎の方で金曜日で仕事は終わりながですけど、保育所では土曜日の保育もやっておられるわけでありまして。その中で、土曜日の保育で正職員さんですね、正職の保育士さん。この方がいないで保育をされてる現状もあろうかと思うがですよ。そういったこと、ちょっと責任問題いいですか、有事のとき、まあ災害のときであるとか突然のそのときの対応についてでもですね、支障を来すんじゃないかと思っております。

その点、ちょっと確認と、今後の展開いいですか町の対応を、最後に1つだけお聞きしたいがですけど。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

浅野議員の再質問にお答えを致します。

今、土曜日の保育所でのですね勤務体系のご質問がございましたけれども、自分たちが把握しているのはですね、最低園に1人は正規職員がただ今配置をされているというふうに考えておりました。

なお、そのことを再度確認をしてですね、もしそういうことであれば、また改善等を図っていききたいというふうには考えたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

シフトの関係とかもあると思いますので、そのへんはそれと組み換えで対応できるかなとは思いますが、

そのへんご確認いただいて対応の方をぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では1番目の質問は終わりました、最後のカッコ2で、少子化対策には、思い切った予算投入が不可欠と考える。町長の思いと考えを聞く、についてであります。

このことはもうほんと、各自治体、各市町村が大きな問題として抱えておるわけですが、以前にはよくテレビ、新聞なんかでこういう自治体があるっていうふうなことで言われたことがあったがですけど、祝い金としてですね、一人子どもさんできれば100万あげましょと。おめでとうございませ、これで育ててあげてくださというふうな、お祝い金の方ですね。そういったことをやった自治体の方も多くあります。今では、国保加入で42万でしたかね。そういった補助の方もあるようながですけど。

町として、一人100万差し上げましょと。おめでとうございませ、ということで100人できました。100人できて、1億円要りますか。1億円、大きな話ながですけど。そうでもしないとというか、言葉はほんと悪いがですけど、そういった起爆剤的なものを持っていかないと、何か少子化対策、人口減少に歯止めがなかなかかかりにくいんじゃないかというふうな思いで、今回質問させていただきました。

答弁の方、申し上げます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、浅野議員の少子化対策についてのご質問にお答え致します。

これまでも申し上げてまいりましたが、封鎖人口ですけれども、このままのペースで少子化が進みますと、社人研の予測では2060年には黒潮町の総人口は4,000人を切るとされております。これまで取りまとめた総合戦略におきましては、各種施策の積み上げで6,800人を目標値と定めております。

ご案内の少子化問題の抜本的な解決には出生率の向上しかないわけでございますけれども、それには個人それぞれ多様な価値観があり、強制すべきものではございません。

従いまして、当町では、希望出生率と合計特殊出生率の乖離を埋めることを目標とさせていただいております。実際にお持ちになりたいお子さんの数が持てない理由、こういったものはさまざまありますけれども、県のアンケートによりますと、教育費等の経済的負担への不安。これが多くを占めます。従いまして、ある一定、家計支援も視野に入れなければならないと考えております。

これまでも、主なもの申し上げますと、中学生までの医療費の無料化等取り組みを進めてきたところでございますけれども、もう一步踏み込んだ政策の展開は必須でございます。

ただし、基本的には行政ができることには範囲、限界がございます。例えば、大きく占める経済的負担への不安の排除。こういったものは本来、景気回復によって伸びる所得。こういったもので解消されるべきものでございまして、国を挙げてのしっかりとした景気対策が必ず必要でございます。

当町と致しましても、当初予算編成方針に切れ目のない子育て支援を盛り込み、出会いの場の創出や妊娠、出産に対する支援と併せて、パッケージでこの少子化対策に取り組んでまいります。

また、国を挙げての少子化対策の抜本的な解決手法ということではございませんけれども、黒潮町までダウンサイジングをした場合、少子化が進むことで、地域に現在ある社会的機能の低下や、あるいは圏域購買層の減少による購買力の低下が招く景気低迷。さらに、それらが招く少子化と。こういった負のスパイラルが想定されるわけございまして、抜本的解決策でございます出生率の向上と併せて、子どもの数、圏域の総数。こういった視点も持たなければなりません。

現在協議を進めております移住対策の中でも、間口は広く広げながらも、若い世代にターゲットを絞る政策

展開をしていかなければならないと考えております。総合戦略にも掲げておりますように、早期に社会増減の均衡を図り、できるだけ早期に地域や経済の被るダメージを最小限に抑える。こういった実感を持っていただく必要がございます。

少子化対策は、申し上げてまいりましたようにさまざまな側面がございまして、それに比例して対応策も多様でございます。事業効果をしっかりとにらみ、効果的な施策を展開していかなければならないと考えているところです。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんとに一朝一夕というか、簡単な問題ではないことはもう分かり切ったことでありますが。何かですね、先ほども言った起爆剤的なものも今だから必要なんじゃないかっていうふうな思いで、今回この質問をさせていただいたわけですが。

町長も言っていましたように、ひとつ町としても中学生までの保険の無料であるとか、そういったことで支援の方はしようわけで、全くやってないというふうなことを言ってるわけではないがですけど。どうしてもですね、こだけ景気も低迷ということ、もちろんあたり、地元に就職の場がないであるとか、そういったいろんな問題があつてのその少子化に至っていることもあるわけではありますが。

その中でもやっぱりですね、黒潮町はこだけ厚い保護をするんじゃ、支援をするんじゃっていうことを、目に見えるそういった行動をですねすることによって、やはりそういった人口減少、少子化対策につながるんじゃないかと自分は考えます。

予算的なことでそういった、仮に一人100万で100人やったら1億であろうというふうなことで、簡単に申し上げて申し訳なかったですけど。そういったことも含めて取り組んでいくべきところまで来ているんじゃないかと思ひまして、この質問をさせていただきました。

いかんせん、お金のかかわる問題ばかりでございまして、町の方としてもですね、どうすれば町民の方、福祉向上につながるかというふうなことを考えられて日々行動されて、お仕事されておるわけではありますが、何をするにしてもですね、冒頭に申しました柔軟な考えといいますか発想の転換。そういったことも、執行部の方の中にも必要かと思ひます。これからの黒潮町存続のために、ぜひ今後ともそういった柔軟な考えを皆さんの中で暖めていただいて。また意見も、課を越えてですね、あなたは何課だから、私は何課だからってことなく、課を越えた、そういった意見交換も含めてですね、柔軟な発想の考えと方策を皆さんにお願いしまして、今回の私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 10時 00分

再 開 10時 15分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づいて質問をします。

今回も3点質問を出しています。

1番の高齢者の援助についてですが、既に同僚議員から2点とも同じ質問が出ていますので重なる点もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

前回9月議会では、町民の移動手段としてのデマンドバスについて質問を致しました。高齢者にとって車のない暮らしは、主に日常の買い物と病院へ出かける手段としては切実な問題です。町長から、平成31年度までにはバスの運行を全町に拡充する予定という、町民にとって大変うれしい答弁がありました。今回は、9月議会に続く高齢者対策の第2弾とでも言える、そんな質問です。

マル1の、ごみ収集場所の問題についてですが、実は、ごみも高齢者にとっては大変切実な問題です。暮らしていくのに、ごみ処理は欠かせない仕事です。元気なときは何でもない作業なんですけど、まあ少々面倒だなと思っても、それほど苦になることではありません。しかし、高齢とともに足が不自由になって、歩くことが大変になってきた、重いものが持てなくなってきた等々、あまり遠くない収集場所であっても、ごみ出しが難しくなってきた高齢者は年々増加しています。ましてや、収集場所が離れていけば、その都度苦勞しています。ねこ車で運んでいる人も結構います。

昨日、森議員の質問への答弁として、町としての一定の方向は出されてはいますが、再度になりますけど、ごみ収集場所をもっと増やすなどの工夫はできないか。

そういうことも含めて、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地議員ご質問の1番、高齢者への援助についての1、ごみ集積所をもっと増やすことなど工夫ができないかについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の、ごみ集積所の設置につきましては、設置場所の確保と施設の設置および管理を各集落が担当することを条件として、ごみ集積所の設置を承認をしてきました。

これまでも区長から、ご高齢等のためなどの理由により、遠く離れた既存のごみ集積所への持ち込みが困難であるので家庭ごみ集積所などの増設を行いたい、という要望書を頂いたことがございます。

町と致しましては、その要望書を真摯（しんし）に受け止め、そして増設に向けて関係機関と協議をし、可能な限りご要望にお応えをしてきた経過があります。

従いまして、これからも集落からの要望書を頂きましたら、可能な限りご要望にお応えしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

昨日の答弁は全然重なってなかったんですけども、収集場所、今、集積場所と言われましたけど。それはですね、要望書が挙がってきたら可能な限り町としても応えてるということでしたが。

挙がってこなきゃ、じゃあ何も手を着けてないのかなというふうに、私取ったんです。確かに、こちらから先にどんどん、行政の方から設置しますというものではないとは思いますが。今、私がここで質問に取り上げたのはですね、今、高齢者がごみを出していくのにほんとに大変になってるという実情があるんですね。

それで、ご近所に持って行ってもらってる人もいるんですけど、大体が自分でごみを出している人が多いんです。ごみの収集場所が遠くてですね、隣にも頼めないのでも自転車でごみを出しているけど、いつまでも自転車に乗れるかは分からないから、ほんとにそれが切実な問題として迫ってる。そういう声もあります。また、国道をまたいでごみを出さなくてはならなくて、毎回危険を感じてると。出すのがもうおっくうになると。そういう問題もあります。

またですね、ご近所が気を付けてくれて出してもらってる人もですね、ご近所さんが高齢ばかりになったと。だから、なかなか頼みづらい。また、ご近所の方が足が悪くなって、または入院してしまったと。それから、自分自身もそうなんですけど、高齢で車に乗らなくなった。だから、今までは車で持って行ってた、または自分が車で持っていったけど、それができなくなった。まだまだいろんな状況があるんですけども、こういう実態を具体的に検討していく方向っていうのは町の方では実際ないんでしょうか。その、区長さんから挙げてきたら考えますよと。そういうことではなくてですね、現状把握して検討していかないと、ごみ問題っていうのは私は根本解決にならないんじゃないかなと思うんですね。

高齢者っていうのはね、もうほんとに一日一日の積み重ねが無理を重ねている部分があるんです。で、明日になったら楽になるかなと、そういうふうな取り組みも考えていく。それも大事じゃないかなと思うんですけど。

再度、考えをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

宮地議員がおっしゃられましたように、高齢化が進むにつれて、それぞれの理由によりまして非常に、移動ができない、そしてごみ出しが困難になっておられる方が増えておるということは、町の方としましても認識はしております。

これまでも、福祉計画とかごみの計画とかで検討はされてきておりましたけども、具体的な策を出しておりませんでした。

今回、昨日、森議員にもお答え致しましたように、ごみ出し支援の対策ということで計画を今進めております。ただし、まだこの計画につきましては全く検討する前段になっておりました、具体的なものが出てきておりません。これから福祉部門と連携しながらですね、検討会を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町の方でも検討していくということでしたが。

昨日あったのはですね、主に昨日の答弁では、要介護認定者とか障害年金をもらっている人とかですね、身体障がい者だとか、そういうことを言われたと思うんです。確かに身体の不自由な人、そういう人、それから要介護認定の人はリストに挙げてくるかもしれないんですが、私が今回取り上げたのはですね、もっと広く考えて、ほんとにごみ出しがね、日常的に困ってるんです。そういうお年寄りがどんどん増えてきているんですよ。

そういうときに、何でも行政が主導してやればいいというものでももちろんないんですけども、一定ですね



大事なのは、単純にごみの収集場所を増やせばいいということでもないかもしれませんが。そうですね、問題というのはいろいろあると思うんですが、今後を考えるとですね、このままでいいとも思えない。そう思うんですよね。高齢化はどんどん進んでいきますし、ごみ問題で取り残される高齢者が増えることは、もう目に見えております。

それで福祉対策として、先ほど言ったようにいろいろ不自由な人にごみを手伝っていくと。それはほんとに必要なことですからやらなきゃいけません、もっと広く、町民のですね高齢化に伴うごみ問題。もう地方はだんだん過疎化になればなるほど、高齢化が進めば進むほど、大きな問題になってきます。先ほど言ったように、ごみの場所をじゃあどこに増やすか。たくさん増やせばいいと、単純な問題でもないと思いますので。ぜひですね、その今検討をされると言われましたので、今必要なのは現状把握です。その調査が求められてるんじゃないかなと思うんです。

それは、私が思うには、各地区の区長さんというのは大体、住民の現状をある程度つかんでおりますよね。あの人は一人暮らしで大変だけど、まあ子どもさんがいつも来てからある程度大丈夫だとか、この人は遠くでいつもごみ出しに苦労してるとか、この人は一人やけどご近所が手伝ってくれてるのに、最近ご近所の人が具合悪くなって大変だとかですね、いろいろのそういう実情は区長さんが一番つかんでると思うんです。そういう区長さんの力を借りてですね、区長会で、私はできたらですね、各区長さんに現状調査をお願いするなり、そういう何らかの方向が行政として働き掛けすることはできないかなと。そういう所で、検討会の中にその現状を組み入れてですね、早急な検討が必要じゃないかなと思うんですが。

そのへんはいかがですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

議員のご指摘のとおり、このような政策を行う際にはですね、やはり地元の区長さんの自治会の協力がなければ進まないことでございます。

従いまして、現状把握、そして制度の設定につきましては、十分理解を求めながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁で前へ進むと思いますが。

もう一つ付け加えたいのはですね、急ぐんですよ、高齢者にとっては。先ほど言いましたように、ほんとに毎日毎日大変な思いをして暮らしていると。高齢者は日々年を取ってますので、この間まで持っていたものが持っていけなくなった。そういうことはほんとにあるんです。そういうものに、やっぱり行政としても手を差し伸べてほしいという思いがですね、何でも頼っちゃいけないんですけど、自立しながらも一定そういう方向も持っていただきたいと思っております。

ぜひ早くしてほしいという要望ですが、その点をもう 1 回、すいません、お願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、実際受け皿となる所が、自治会の皆さんのご協力がなければできないこととございますので、それで区長会などでいろんな制度の説明をして、ご理解、ご協力いただきながら進めていきたいと考えております。そういう時間的なものも頂きたいと思えます。

従いまして、できるだけ早くしたいと思えますが、やはり平成29年度からということは非常に難しいこととございます。ですから、早くても平成30年度からというような形の部分でですね、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、もう答弁で終わらそうと思ってましたけど。

29年度で難しいたって、1年も間があるんです。実施は30年度になるかもしれませんが、29年度からその検討会、調査なりをしないとですね。そんなに時間かからないんですよ。前へ進めないと。29年度は無理ですなんて、そういう答弁ではちょっと大変だと思うんですが。

どうですか、29年度に区長会に諮って、半年先ぐらいにできる範囲のことをやっていくという方向を答弁いただけないですかね。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

私の説明の不足がしてございました。平成30年度実施に向けて取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

分かりました。

一日も早く、30年度に結果としてなったとしてもですね、半年早くなるかもしれません。やり方によっては、お忙しいでしょうけど、ぜひよろしく願います。

それでは、もう2番に移ります。カッコ2ですね。

高齢者の免許返納について。これは私が3回目ですので、3人目ですので、何らかの特典はないかということとはですね、なるべく重ならない質問をしたいと思えます。重なったらよろしく願います。

免許返納も皆さんいろいろと分かってはいるけども、地方で暮らすには車なしではどうにもならないと。運転は危険性がとっても高いから、家族に言われるので、それも承知しちゃうけども乗らざるを得ない。車がないとどうにもならない。そういう悩みを抱えている人は大勢いるんじゃないかなと思うんですね。

その人たちの何らかの背中を押してあげると。そういうことは、いいことじゃないかなと思うんです。免許の自主返納をすると、運転経歴証明書の発行手数料1,000円を町で補助してくれると、昨日答弁がありました。私は議会事務局でですね、どこの市町村が免許返納の補助を行っているか調べていただきましたが、既に四万十

市、土佐清水市では、補助をしているということでした。

町長は、答弁ではわずか1,000円の補助と、そういうふうな表現をされましたけど、私は1,000円でもいいんじゃないかなというふうに思っています。その運転経歴証明書をもたらすことに付随してですね、くる鉄やバス代が半額になるというおまけもあります。その上ですね、この運転経歴証明書というのは、議会事務局からもらった資料によりますと、24年度から、公的な証明書として生涯利用できるようになった。そのようにあります。私は、高齢者にはこれが一種の勲章として携帯してもらえればいいんじゃないかなと思います。大事なことは、自主返納の背中を押してあげる、手助けをすることだと思います。

四万十市の広報には、この制度の紹介で次のように書かれてあります。運転に不安を感じたり、運転する機会がなくなった方など、一度返納を検討してみてもいいかと、優しく広報で訴えております。

課長は29年度から実施を検討してるとの答弁でしたが、これは検討しているという答弁ですが、29年度から実施をすると。決定というふうにとらえていいのでしょうか。

それですね、この決定ですと、いつからこの制度を開始しますか。

それをお願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは宮地議員ご質問の1、高齢者への援助についての2番目、高齢者の免許返納に何らかの特典を考えてはどうかにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

県内34市町村のうち、1万人以上の市町村が黒潮町を含め15団体ございますが、運転免許証の返納に関連して市町村が何らかの助成をしている団体は、四万十市を含め5団体でございます。残りの団体は、現時点では市町村としての助成を行っていないとお聞きをしているところでございます。

昨日のご質問に対するご答弁で申し上げましたが、黒潮町におきましては、平成29年度から四万十市と同様に、運転経歴証明書の発行手数料1,000円の助成を検討しているところでございます。このことにつきまして議員にもご理解いただきまして、誠にありがとうございます。

検討しているという言葉を使わせていただきましたのは、これから予算査定がございまして、当然、予算査定が通らないとですね、実施はできません。そういったことからですね、現時点では私の立場としては検討してるという表現しかできないということをご理解いただきたいと思います。昨日の町長のご答弁でも、それについて前向きなお答えをいただいたというように感じているところでございます。

この運転経歴証明書をサポート企業、正確に言いますと高齢者運転免許自主返納サポート企業というようにございますけれども、このサポート企業、あるいは店舗に提示することによって、さまざまな企業からの特典が受けられるものでございます。

この特典と致しまして、土佐くろしお鉄道さんの窪川から宿毛間の普通運賃であるとか、高知西南交通さんが運行する、高速バスなどを除く路線バスの運賃がほぼ半額になりますし、町内のタクシー事業者さんには、運賃の10パーセントの割引を実施していただいているところでございます。

これに加えて、四万十町の四万十交通さんも、同様の割引制度を検討中とお聞きをしているところでございます。

また、このほかにも、幡多信用金庫さんでは運転経歴証明書の提示によって、幡多信用金庫さんの1年定期の預金利息が0.3パーセント上乗せされるということもお聞きをしているところでございます。

運転経歴証明書の発行手数料 1,000 円の助成につきましては、本当にわずかな額と考える方もいらっしゃるかと思います。大変恐縮でもございますけれども、運転に不安のある方など、自主返納するかどうかを迷っておられます高齢者の方の背中を押す決断の一助になればと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁では、検討するとしか課長の立場では言えないということでしたが、決まれば、またいついつからやりますというふうに出てくるんだと思います。

それですね、四万十市や土佐清水市では、この運転経歴証明書を示しますと協力店で商品割引があるそうですが、黒潮町ではこのへんは検討課題になっておりませんか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

四万十町でも清水市の方でもですね、この運転免許の返納に基づいてその経歴証明書を提示すれば、幾つかの店舗、四万十市の場合でしたら 60 店舗ぐらい、タクシー業者も含めてですけども割引、いろいろな特典が受けられる。タクシー会社ですと 10 パーセント割引、あるいは店舗ですと 10 パーセントの商品も値引きとかですね、そういったことが受けられるということになってございます。

黒潮町の方では、現在まだ黒潮町内でやっていたいのは、その町内のタクシー事業者さんだけであろうかと思います。あと、先ほど申しました幡多信用金庫さんが金利の上乗せをしていただけるということは、確認をしておるところでございます。

あと、実際には四万十町さんの割引店舗の中にはですね、黒潮町の住民であってもその経歴証明書を持参すればですね、その割引が受けられるということを確認している店舗も現在ございます。

ただ、全部がそうということではございませんで、まだ私の方も全部は確認しているわけでもございません。

あと、黒潮町内でそういった店舗につきましては、今後お願いをしながらですねご理解をいただければというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長の今の答弁で四万十町と言いましたけど、四万十市の間違いですね。

（矢野地域住民課長より「四万十市です」との発言あり）

ええ、四万十市ですね。

今聞きますと、四万十市の方でも一部この運転経歴証明書を出したら、黒潮町の町民でも割引になるかもしれない。なる所があるというようなお話、大変うれしい話がありました。

これを、制度を実施する場合は、もちろん皆さんにその点もお知らせすると思います。ぜひ、せっかくの補助する制度を実施するのでしたら、ぜひそれを町民に知ってもらわないといけませんので。

次は、周知方法についてお尋ねしますけど。まだ検討課題だって言っているのにですね、周知方法をお聞き

するのは早いかなと思いますけど。

周知方法は町の広報だと思うんですね。その広報誌にはもちろん載せるのは大事だと思うんですが、一つ提案としてはですね、広報でのお知らせ大切ですが、その広報は字がちっちゃくて、全部が全部、中身をこう見るとは限らないんです。中身、一部見て、見ない人もいますよね。ですから、できたらですね、こういういい制度をするんですから、せつかく背中を押すんですから、チラシを作って入れていただけないかなと思うんです。チラシですと字も大きいですし、見た者が分かりやすいですし、それを取って、保存して置いておくといえますか、家族が見て置いておく。自分もいづれなれば、これをもらわないかんというようなこともあるかもしれない。広報だと、あ、何月号だったかなという。もう大体が処分しますので、そういう面もなきにしもあらずです。

ですから、できたらお知らせ方法としてはチラシを入れていただきたいというのが、次の課題になりますけど、ぜひそれを頭の隅に置いてほしいんです。

そのへん、課長、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、議員が申されましたようなことを十分に検討した上で、実施させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、1 番の問題は終わります。

2 番に移ります。2 番は就学援助制度についてです。

今年の3月議会で、この制度については質問をしています。今回の議会で取り上げるには期間が短いように思えるかもしれませんが、子どもたちの4月の新年度に合わせた内容変更をお願いする場合、今回質問しないと間に合いませんので取り上げました。

前回の質問でも言いましたが、今、子どもたちの置かれている現状は大変厳しいものがあります。厚労省の発表では、今、子どもたちの6人に1人が貧困に陥り、子どもの貧困率が過去最悪の16.3パーセントとなり、一人親家庭の貧困率は54.6パーセントにもなります。

そして貧困状況は、そのままストレートに教育状況に影響を及ぼしています。それぞれの子どもの個性や能力、人間性などは、学校の成績やテストの点数だけでは評価できないのではないかなと思います。学業は大切です。特に先進国では、学歴社会ですので、教育水準の差、学業における差が、子どもの将来の道を大きく左右しています。

子どもたちを取り巻く環境はさまざまですが、今回は等しく教育を受ける権利として設けられている就学援助制度をより充実させてほしいとの思いで質問を出してあります。

3月議会と同じ質問になりますが、この制度が設けられた理由と、その根拠を伺います。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、就学援助制度に係るご質問の、制度の設けられた理由とその根拠となるものは何かというご質問にお答えを致します。

学校教育法第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。当町が予算化をしている就学援助に関しましては、要保護、準要保護、児童生徒援助費と、特別支援教育就学奨励費がありますけれども、今回は要保護、準要保護児童生徒援助費を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

要保護、いわゆる生活保護世帯の児童生徒の援助に対しましては、国が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法に基づいて、必要な援助を行っております。

準要保護者に対する就学援助につきましては、生活保護法に規定する要保護者の認定基準に準じて、市町村が単独で実施をしております。当町におきましては、黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱第2条に基づきまして、黒潮町立の小学校または中学校に在学する児童または生徒、もしくは町内に居住する児童または生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者で、要保護およびこれに準ずる程度に困窮していると黒潮町教育委員会が認めた者に対しまして、金銭の給付を行っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

未来ある子どもたちが伸び伸びと、その能力に応じて、経済的な格差に関係なく、等しく教育を受ける権利は、憲法で保障されています。今回も次長から憲法の話は出ませんでしたけれども、就学援助制度はもともと憲法に基づいたもので、地方自治体にはその内容をより充実していくことが求められています。次長が言われたとおりです。憲法を暮らしに生かすことが子どもたちの未来を保障し、ひいては日本の将来を保障していくと考えます。

それでは具体的な問題に移っていきますが、前回3月議会の質問で、今後検討をするといった宿題のような答弁が幾つかありましたので、この点について問題別に質問をしていきます。

この制度の申請は1月、2月ごろに受付を開始すると。開始して、申請が認められてから援助を保護者に支給する、その時期についての質問です。

3月議会の答弁では、支給方法は年度当初に認定をした方につきましては、1学期の修学旅行が終了した時期に、他の費用と一緒に1年間分を保護者の口座に振り込むとの答弁でした。3月議会に言いましたけど、新学期っていうのは一番お金が掛かる時期です。特に小学校、中学校に上がる時は、思った以上にお金が掛かります。保護者が立て替えることも大変な状況で、どうせ支給するのであれば、必要な時期に必要なものを支給してくださいというふうに、私お願いしたと思っております。修学旅行が終わった時期では、かなり遅い時期だと思います。援助を頂く方にしてはですね、もらう方にしては、

国の方でもですね、参議院の文教科学委員会で文科省が、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると、そういう答弁をしています。黒潮町にもその通知というのは届いているとは思いますが、その中に、特に新入学児童生徒学用品費等とも付け加えられております。それらを受けて、全国的には群馬県の太田市や東京都の八王子市等々、前向きな改善の動きが広がっています。

3月議会で私の再質問への答弁では、この時期については事務処理の問題だと思いますので、担当者と検討してできるだけ早めに保護者の口座に振り込めるように検討させていただきたいと思っておりますと、そういう大変

前向きな答弁をいただきましたが、善は急げです。

今年度から新学期が始まる前にぜひお願いしたいのですが、どのようになったでしょうか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

支給しています費用につきましては、学用品費でありますとか通学用品費、それから、今お話のありました修学旅行費等々ございますけれども。

まず、新年度が始まるまでというのは、予算の執行上、4月1日からの予算の執行ということになるかと思っております。そうしますと、来年度の予算の執行は3月中にはできないので、そこらへんは予算の措置の仕方を考えないと、早急な対応は少し難しいのかなあとということが一つあります。

それから、修学旅行が済んだ後に支給をしているという事情につきましては、修学旅行実費に対しての支給ということになりますので、それらが終わった時期、つまり5月末ごろをめどに、学用品費、通学用品費、新入学の児童生徒につきましては新入学用品費等々を、まとめて支給をしているというのが現状でございます。

ただし、今おっしゃられましたように、保護者にとってはなるべく早めの支給をとというのが望ましいというのは、これ当たり前だと思っておりますので、事務的に可能でありましたら、学用品費、通学用品費等、新年度早々に必要なものについては4月早々に支給できるような事務処理ができれば検討したいと思いますけれども、修学旅行費につきましては、先ほど申しましたように実費を確認をした後ということになりますので少し時期的には遅れるかもしれませんが。

事務ができるだけ煩雑にならないようにしたいという我々の事情もございますけれども、まずは保護者様のそういう事情を最優先をした上で、事務処理については検討させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、私、今2番に入ってるんですけどね。

（畦地教育次長から何事か発言あり）

それは構いません。再質問で2番に入ってますけど。

それで、その2番の1つ目としては、その振り込む時期ですよ、それについて。修学旅行費とかいうのはまた後で聞きますが。まず時期については、取りあえずその入学準備金みたいなものはですね、4月になって入学してからではほんとに保護者が大変なので、先ほどあったように文科省の方でも、なるだけこれを早めにしなさいと。そういう通知をしているというふうに答弁をしてありますので。

事務的に処理が可能であれば検討するということでしたが、4月早々じゃなくて、予算の関係もあると言いましたが、予算の関係があるからこそですね、私は今回質問してるんですけど。3月中に支給される方はですね、それがあって大変助かるわけです。それで、そちらの方は大変かもしれませんが、そのへんをですねほんとに相手の立場に立って、せっかく援助するんですからそういうことまでしていただきたいと。それは全国的に改善されている方向にありますから、それを今回、再度質問してるんですが。

どうでしょうかね、そのへんは。入学準備金だけでも3月に支給すると。そういうことは無理でしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

先ほど申しましたように、新年度の予算を使うということは当然、執行するということはできませんけれども、その金額を年度内に措置をした上で執行するということは、事務処理上は可能だと思います。

ただし新入学の場合は、確実に新年度、当町の学校に入学をしていただけた、通学をしていただくということがないと。もし仮に、前年度までに支給しました。けれども何らかの事情で転出をされました、ということになりますと、そこでまたいろんな問題が生じてきますので、そこらへんは少し他事例等も踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

検討するという、言ってる意味分かります。

自分たちにとっていろいろと煩雑になるから検討するのか、ほんとに住民にとってこれが一番いいから何とかその方法を探れないかという、前向きな方向で検討してるんだと私は思います。

でしたらですね、いろいろそういう問題はあってもいいんですけど、よそでは3月にやってるという自治体もあるわけですね。そのへんはどういうふうにしてるかを聞いてみるとかですね、できるだけそうしたいとか、そういう優しい答弁というのは、教育長どうですかね、できないものでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁を致します。

今、次長の方が答弁を致しましたけれども、いろいろな問題もあります。確実に入学という部分はですね、3月の時点でははっきりしないわけですね。

そういった問題も踏まえて、他事例、今、議員おっしゃられましたけれども。ちょっと調べてみて、可能であればですね、そういう形も検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

教育委員会はほんとに教育にとってね、教育するものですから、先ほど最初に言ったように、これは子どもたちの権利としてあります。経済的に困っている者が等しく教育を受ける権利が脅かされちゃいけないのでそういう制度があるわけですから、できるだけ子どもたちの立場に立って。今、教育長が言われましたように、よそにも聞いてもらってですね、そういう姿勢で教育行政に臨んでいただきたいと思います。そのへんはぜひ前向きによろしくお願い致します。

次の問題にいきます。これが2番の再質問になるんですけど。

3月議会で、修学旅行費用が必要経費の8割以内となっていますので、実費補助をするように改善はならないかという質問をしました。答弁では、今後の検討課題にしていきたいという内容でしたが。

修学旅行には、当然ですがお金が掛かります。親としては、経済的な理由で欠席させることは子どもにも大変寂しい思いをさせますので、何としてでも行かせてあげたい。それは、どの親もおんなじだと思います。



財源を伴いますが、何とか実費費用をすると。そういうふうに改善はできないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、就学援助制度に係る 2 番目の問題、3 月議会での質問で幾つかの改善点や検討課題があったが、その後どう検討されどこまで進んでいるのか。今後の方向はということで。まず、通告書に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

28 年度からは、これまでの要保護、準要保護世帯の学校給食費を半額としていましたけれども、完全無料化することとしまして、小学校、中学校教育振興費の扶助費を増額致しております。また、保育所につきましては、第 1 子、第 2 子の同一入所の有無に限らず、第 3 子の教育令を完全無料化と致しました。

29 年度からの対応でございますけれども、まず、準要保護世帯の認定基準。これを現行 1.0 を下回ることにしているということにしておりますけれども、1.3 を下回る者と、基準の引き上げを検討したいと考えております。

それから、今ご質問のありました修学旅行費につきましては、来年度の予算要求の中でご審議をいただけたらと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私がマル 2 ではですね、検討課題幾つかあったがどうかというふうに出してありますので、今回私、今聞いたのは修学旅行について。それからそれと、認定基準についてもお聞きしようと思ってましたが、今 1.3 にするということがありました。再度、もう一回これ聞きますので、ちょっと待ってください。

修学旅行については、来年度の予算に、項目で言うてくれ言うたんですかね。今後の検討課題ということじゃなくて、とらえていってくれるんだと思うんですが。

すいません、その修学旅行費を実費費用にするかということをちょっと聞き逃しましたので、もう 1 回その点についてお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

実費支給で検討をしたいと思っておりますので、具体的に予算審議の際にご審議いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

実費費用でいきたいということでしたね。大変、保護者にとってはありがたい方向だと思います。

もう少し進みますが、次ですね。

3 月議会で言いましたが、PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費が、国の支給対象項目になっています。これらへの補助はどのように検討されておりますか。補助対象になっていくのでしょうか。制度の充実とか拡充というのは、今、修学旅行費ではそういう方向に進むと。実費支給に進むということでしたが、これらはどういうふうになったかお尋ねします。

今はほんとに国としてもですね、全体に子育て支援として動いています。今回の制度の充実も県下各地ですすね徐々に実施が進んでおりますので、この点についてもお伺いします。そのPTA会費、生徒会費、クラブ活動費です。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

まず、国の方で補助の対象になっているというご説明につきましては、それは要保護世帯に関しましては、国の補助対象になっておりますのでそのような解釈でよろしいかと思っておりますけれども、準要保護世帯につきましては市町村の一般財源での対応ということになりますので、それをどのように判断をするかということでございますけれども。

まず、PTA会費等につきましては、今後、来年度につきまして少し、流動的でありますけれども検討をしたいと思っておりますが、内部で話したときにはですね、いろんな給付をする場合に現金。今は現金で給付しておりますけれども、確実に教育に資していただけるためには、例えば現物給付というものも一定考えられるのではないかとこのように考えております。特に、クラブの際のいろんなユニフォームでありますとか、そういうものが非常にご家庭の負担を、圧迫をしているというお話も聞きますので。そういうものにつきまして、例えば現金ではなくて、確実に教育に資していただくために現物給付というのも、今、内部では検討しておりますので、先ほども申しましたように、29年度の具体的な予算計上の中でご審議をいただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

クラブ活動費ね、ほんとに現物給付で私、いいんじゃないかなと思います。給付の仕方はいろいろあって、ほんとにクラブ活動でも着るものとかね、今高いですし、いろいろお金が掛かりますので、それは大変助かると思います。まあ検討すると。来年度の予算にそういうことが上ってきたら、ぜひお願い致します。

それで、次へ移ります。

先ほどもちょっと言ってくれましたが、この生活保護基準の1.0未満だったのが、黒潮町では1.3倍に上げると。大変いい答弁だったと思います。

これを再度お聞きするんですけど、私、こういう質問を用意してたんですね。

3月5日の高知新聞にですね、興味深い記事が載っておりました。子どもの貧困。沖縄、高知、影響大と。格差放置で社会に損失と、そういう見出しの記事なんです。

これは日本財団が分析した内容ですが、貧困家庭の子どもの支援をしないで格差を放置した場合、社会が被る損失の都道府県別数値と。そういうのを公表してるんです。それで、1番が沖縄、2番が高知県が、損失が大きいという分析をしています。で、貧困対策が必要な子どもの支援を全国並みに改善させるなどの支援をした場合と、しなかった場合を比較して、64歳まで得られる所得の差を推計したものです。

ですから、子どもは宝ですので、子どもたちに、教育費にお金を掛けることをここで惜しむとですね、やっぱりそういうことが将来にわたって付けが回ってくるんじゃないでしょうか。子どもたちの将来を思うと、少々の財政負担は大変ですけども、少ない財政から進めていくことは大変ですけども、そういう教育方向を考えてほしいというのを用意してあったんですが、1.3に引き上げてくれるという答弁でした。

再度、そのへんをですね、1.0から1.3にするという考え方。また、それにするという、来年度からだと思

うんですが。そのへんをもう一度、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

1.3の根拠ですけれども、これは全国的な平均が1.3ということで、全国並みには引き上げをさせていただきたいということになります。

それで、どの程度黒潮町の負担が増えるかですけれども、1割程度の認定数の数が増えるのではないかと、うふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変ありがたいですね。全国並みにしていきたいという方向で教育方針が進んでるという点では、ほんとありがたいです。

そして、3月議会のときには、内容を充実さすか、そういう範囲を広げるか、どちらか検討しなきゃならないというのが教育長の答弁でしたので、その二者択一じゃなくて両方充実させてくださいと、私が言ったことでした。今の話ですと、1割程度の人が増えると。それだけ援助が広がっていくわけです。それだけ助かる子どもたちがいるわけですので、大変ありがたい答弁だったと思います。ぜひその点もですね、頑張ってくださいと思います。

では、これで2番の質問を終わります。

3番目の、被災後の対策についてお尋ねします。

今年の議員の県外研修には、2年前に訪れた東北被災地でした。その後の復興状況などを視察してきました。2泊3日の駆け足で見てきた被災地は、全体として私が感じたのは、復興状況はまだまだだと思いました。でも、実はそこに住む人たちの本当の苦悩とか、本来の苦悩や頑張りというのは、駆け抜ける私たちには見えない部分がほとんどではないのかなと、そういうふうにも思って帰ってきました。

防災についての質問は、津波高全国一の報道から、私も角度を変えて何度も質問を行っていますが、今回は6月議会に続いて、災害が起きた後の問題について質問を出しました。

カッコ1は、被災後、仮設住宅に入居できる条件についてです。

大きな災害に遭って、家族や親しい人を失い、住む家さえも失うなど、さまざまな状況を抱えた被災者が集団で送る避難所暮らしの大変さ等々は、繰り返す災害ごとにテレビとか新聞等で情報が伝えられてきましたので、私はいったん大きな災害が起きれば、倍率は高いけど仮設住宅への入居が用意されていると、漠然と考えておりました。

今回、被災後の住民の暮らしを別の方向から調べていきますと、仮設住宅に入居するには条件があって、それをクリアした人だけが、数百倍の倍率ではありますが入居の申請ができる。しかし現実には、申し込む権利さえもない被災者がたくさん出るということを初めて実感しました。被災者は弱者であって、状況を考慮するなら不十分であってもそれなりに政治が光を当てるものだと思って、私が取り上げてきた今までの質問はその不十分な条件を補う、事前の準備についてのものでした。でも、それだけでは取り残される被災者がたくさん出ると。そういうことを知って、自分の考えが足りなかったなと反省したところです。

まず、被災後、仮設住宅に入居できる条件をお聞きします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、3、被災後の対策のうち、カッコ1、被災後の仮設住宅の入居条件についての質問にお答え致します。

災害救助法では、災害に対して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としています。災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に避難することになりますが、避難所は災害直後における混乱時に避難しなければならない方を一時的に受け入れるためのものであるため、その期間も短期間に限定されます。

町においては現在、応急機能配置計画の中で応急仮設住宅用地の候補選定を行っており、今後、住民の皆さまと合意形成を図るなど、具体的な計画を進めることが必要であると考えております。

議員質問のありました応急仮設住宅の入居条件につきましては、災害救助法適用基準に基づき認定することになります。

1つとして、本町に住所がある者。

2つとして、住家が全壊、全焼または滅失した者。

3として、居住する住居がない者。

4として、自らの資金では住宅を得ることができない者、となっております。

なお、優先入居基準としましては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の世帯が対象となります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、ちょっと聞き逃しましたけど。

仮設住宅に入れる条件は、もちろん黒潮町に住んでるということですけども、住居が全壊した場合と、半壊というふうに私、聞いたんですが、そうじゃなくて大規模半壊ですかね。これをちょっと、再確認ですが。

それからですね、半壊した住宅でも、解体や撤去が条件になるのかなというふうにも書物にあったんですが。

そのへんはどうですか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

災害救助法の適用の場合ではですね、住居がまず全焼、全壊、または滅失、いわゆる流失したものであるということになっております。その中での対応になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今回私が質問出している中ではですね、全壊した人は当然ね、そういう条件があると思うんですが、半壊になった人ですよ。そういう方たちはどうなるのかなというのが一つの問題点なんです。

そのへんはどうなんですか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

半壊になった場合も適用となります。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

これはカッコ2の質問ですか。

9番（宮地葉子君）

いえいえ、まだ1です。仮設住宅に入れる条件を聞いてるんです。

（議長から「はい」との発言あり）

課長ね、今、半壊でも大丈夫だというふうに言われましたが、仮設住宅の入居できる条件ですね。

私の書類ではですね、全壊または大規模半壊と。半壊では資格がないというふうにあるんですが、私の方が間違いですかね。

ちょっと、すいません。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

訂正したいと思います。

私が今言ったのは復興住宅のことでありまして、いわゆる仮設住宅につきましては議員おっしゃるとおり、訂正したいと思います。全壊または滅失した者ということになってます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

しつこいようですが、一部ですね、大規模半壊というのも認められるとあるんですが、そのへんをちょっとお聞きしたいのとですね。

仮設住宅に入るには、当然、家が残ってるならそこへ住んでほしいというのが当たり前ですが。その全壊、すべてなくなった、流されたとか、そういう意味は分かるんですが。

その大規模半壊についてはいかがですかね。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

大規模半壊、その罹災証明があつてですね、そこで認定されれば大規模半壊の場合も適用される場合がありますが、あくまでも基準として、まずは全壊、全失した者を対象とするということになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

全壊か全失ということが主に対象になって、大規模半壊は一応入ってるけども、あまり重要視されないというんでしょうかね。まあ確かに仮設住宅っていうのは数が限られておりますので、いろいろ条件があるという事は当然ですわね。

しかしですね、大規模半壊をどのように取り扱うかも大きな問題ですが、家が残っていても、その状況そのものはですね、一様ではないわけですね。実際そこに住めるのかどうか。いくら半壊であっても、住めるかどうか。危険性がじゃあ、ほんとにないのか。雨露こそしのげるけども、実際住んでてすき間風が吹いてくるとかいろんな問題はないのか等々ですね、被災者の状況はそれぞれ全部違って、事例も多種多様で山ほどあると思います。

石巻の方の実例を一つ取り上げてみますが、1階では住めなくて、2階建にはカセットコンロと灯油ストーブを持ち込んで、6畳間で夫婦2人で2年間暮らしたという実例がですね、写真入りで新聞で紹介されてたんです。避難所にも仮設住宅にも入れず、行政から支援が途絶えていると。この方たちのことを在宅被災者というそうです。今回、在宅被災者についても後でまた深めていきたいと思いますが。

マル2に移りますが。

それでは、被災した持ち家の方ですね。その方たちにも支援があるんですが、その支援は全壊、半壊、一部破損などですね、支援の基準があると思いますが、それらの点についてお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

それでは宮地議員の一般質問の、被災後の対策についてのご質問のカッコの2番、被災した持ち家への支援の基準について、通告書に基づきお答えします。

まずは、先ほどカッコの1番でも触れられておりましたが、ご質問の全壊、半壊、一部破損など、損害の認定について答弁をさせていただきます。

被災時の損害の認定基準は罹災証明の発行時に行う調査の基準として、内閣府が定めている災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づくこととなります。

この指針の中の被害認定基準等について記載されている一部分を要約しますと、全壊は、住家その居住のため基本的機能を喪失したもので、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものや、住家の損壊が甚だしく、修復により元どおりに再使用できないものなどで、住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとなっております。

また、大規模半壊は、居住する住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損害割合が40パーセント以上50パーセント未満など、それぞれ基準が定められております。

また、一部破損は、消防庁の災害報告書取扱要領で、全壊、半壊に至らない程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものは除く、とされております。

次に、被害の程度に応じた支援について答弁をさせていただきます。

被災した住宅への支援につきましては、被災者生活再建支援法で定められており、認定された全壊、大規模半壊など、居住する住宅の被災状況に応じ支援金の額が決まってくるものとなっております。

第3条の被災者生活再建支援金の支給の一部分を抜粋しますと、自然災害などで被災世帯となった場合で、住宅が全壊の場合や、住宅が半壊または住宅の敷地に被害を生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯などにつきましては100万円の再建支援金の支給があり、また、大規模半壊世帯につきましては50万円を支給するな

どの基準が定められております。

同法では、さらに加算支援金として、住宅の再建方法により支援の基準が定められており、新しい住宅を建設または購入する場合は200万円を、補修する場合は100万円、公営住宅以外を賃貸する場合は50万円を支給することが規定されております。

これにより、住宅が全壊し、再建方法として住宅を建設または購入するなどの場合で、最大300万円の支援を受けることができることとなります。

住宅の全壊、半壊等の損害の程度などは罹災証明の被害認定基準運用指針等により認定され、支援についてはその認定結果に基づき、被災した持ち家への支援が行われていくものとなります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

全壊は50パーセント壊れてると。そういう人には100万円と、再建方法としては200万円、最大300万円の支援がある。大規模半壊は40パーセントがもう壊れてると判断された場合、50万円の補助があつてですが。

一部破損は別として、半壊の場合も幾らかあるんじゃないかなと思うんですけど、それは答弁ありましたでしょうか。抜けておりましたらお願いしたいんですが。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

被災者生活再建支援法の制度の中で、半壊については支援の規定がございませんので、半壊については支援の対象にならないものと理解しております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

半壊では支援がないということですよ。

法の一律の適用ではですね、一応法というのは必要ですが、その一律に適用されると、被災者の救済にこぼれ出る人が出てくる。今の半壊では支援がないわけですから、半壊との判断に改善を求める声を、毎日新聞が9月11日付で掲載をしています。少し長くなるかもしれませんが、その実例を毎日新聞に沿って紹介していきたいと思うんですが。

半壊と認定されて支給対象から外れて、被災者に修理費の負担が重くのし掛かるケースがあり、不公平だと訴える声が挙がっている、と、熊本県益城町の方の音が載っています。その方は、壁の一部が応急修理したベニヤ板のまま。はがれた壁紙も目立つ。半壊でも、修理代が50万円で済む人もおれば、500万円以上掛かる人もおる。一括りにされて、何の支援も受けられないのはおかしい。そのような声があります。

また、熊本地震で壁や柱にひびが入り、台所のタイルが割れた。半壊と認定され、支給対象の大規模半壊にはわずかに点数が足りなかった。幅広い支援を考えてほしい。そういう声です。

また、宮城県の石巻市の男性からの声は、住んでいる木造2階建ては、3.11の震災で、津波で床が水を含んでいるので雨漏りもひどくなったが、半壊との判断だったと。トイレだけを直して住み続けた。市独自の住宅

再建制度などでようやく修理できたのは、5年後の今年の夏だったと。もっと使いやすい制度にしてほしいとの、男性は望みの声を挙げております。

昨年の鬼怒川の堤防が決壊した、そういう被災者からもですね、半壊との判断により、壁と天井の張り替えなどに500万円を超える費用が掛かったと。被害実態に沿った弾力的な運用にすべきだと訴えています。

それで伺いますが、家の壊れ方の判断ですよね。全壊、大規模半壊か、半壊か。そういう見た目だけでは簡単に判断できない場合が多いと思うんですが、その判定によっては今後の暮らしに大きな影響が出てきます。

判断はどのようにされるのでしょうか。専門の人が判断をするんじゃないかなと思うんですが、そのへんはというふうに判断されるかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

被害認定調査は誰が行うのかということで、お答えを先にしたいと思います。

被災認定の実施主体は、被災した市町村になります。実際の調査には、被害認定の調査、判定方法に基づいて研修を受けた市町村職員が行うことになります。

それから次にですね、被害認定調査はどんな方法で行われるかということですが。

まず、水害の被害認定調査は、木造、プレハブの戸建て1階から2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、がれき等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査、第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には、第2次調査の1段階のみで実施します。

第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、外観の損傷状況、2番目として、浸水深の把握、最も浅い部分の測定を行います。

第2次調査は、外観の損傷状況の把握、2番目として、住家の傾斜の計測、3番目に、浸水深の確認に加えて、被害者の立ち会いの下、住宅内部に立ち入り、外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。

次に、地震の被害認定調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施されます。

第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、目視により外観の損傷状況の把握、2番目として、住宅の傾斜の測定、それから屋根、外壁、基礎の損傷の把握を行います。

2次調査としては、第1次調査を実施した住宅の被災者から申請があった場合に実施されます。

第2次調査は、第1次調査と同様の調査に加え、被災者の立ち会いの下、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

かなりですね、第1次、第2次、第3次というふうに、いろいろな方向から調査をしていくと。判断をしていく基準ですが。

今のお話では、市町村の職員がするという答弁だったと思うんですが。専門の職員じゃなくてですね、市町村の職員が。言うたら罹災証明を出す基準ですよね、これはね。ですから専門は関係なくしてですね、判定士とかそんなの関係なくして、市町村の職員がやるんですか。



そのへんをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

先ほどの答弁は、内閣府の定める災害被害認定基準に基づいていうことで、誰が行うのかというのは、先ほども答弁致しましたが、被害認定の調査判定方法についての研修を受けた市町村の職員が行うということです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

研修を受けた職員ということでした。

じゃあ免許証とか、あなたは判定士ですよという免許みたいなですね、そういうものがあるのかないのかというのと。

黒潮町では、じゃあそういう職員さんを研修に出してるのかどうか。

ちょっとお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

罹災証明書の発行の前提となる住家被害認定調査に向けてですね、平成 26 年度から高知県の主催の高知県住家被害認定士養成研修に参加をしております。

平成 26 年度は 2 人、平成 27 年度は 2 人、平成 28 年度は 3 名の、計 7 名が罹災調査班で参加をしております。うち 2 名が人事異動により異動となり、現在、受講職員は 5 名となっています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

もう 1 点ですね、その 7 名のうち 5 名になったということですが、判定士とかそういう免許といいますか何ですかね、委嘱状になるのかどうか分かりませんが。そういうものは何にもないんですか。

研修何回受けたからいいとか、何かあるんですか。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

高知県の主催ということで、高知県住家被害認定士養成研修ということで参加して、認定士というカードみたいなものは頂くようになっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今からですね、その職員さんを研修に出して、認定士というカードをもらっていると聞きました。ほんとに、こういうことが大事だと思います。

それで、3 番に移ります。

災害復興住宅にも入居条件があると聞きましたが、マル 1、全壊、全焼、全流失の場合ですね、入居条件ですよ。

マル 2、大規模半壊または半壊の住宅で、住めないので取り壊した場合、または取り壊しが確実である場合についてお尋ねします。

それでこういう場合ですね、災害復興住宅に入居できる条件は、持ち家だけじゃなくって賃貸住宅もおんなじ条件になるんでしょうか。

付け加えてお願いします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、3、被災後の対策についてのうち、災害復興住宅の入居条件に関する質問にお答え致します。

災害復興住宅とは、大災害により住宅を失い、自力での再建が困難な方に対して、地方自治体等が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅のことで、公営住宅法が適用されます。

質問のありました入居条件につきましては、その被害状況により入居者資格や入居者制限がありますが、大規模災害においては被災市街地復興特別措置法の規定により、当該災害により滅失した住宅に居住していた者で、全壊、全流失、全焼の場合は該当致します。

先の東日本大震災においては、滅失に大規模半壊、半壊であっても、通常の修繕では居住することができない等の理由により解体することを余儀なくされた者が追加されたことから、同規模の災害が発生した場合は、半壊の場合や取り壊しが確実な場合も該当致します。

なお、被災後において、復興事業により移転が必要となった者も入居条件に該当致します。

また、入居者資格の要件としては、その市町村で基準を定めることができ、現在の黒潮町の公営住宅の適用を運用すると、

1 つに、現に住宅に困窮していること。

2 に、税および水道料等に滞納がないこと。

3、暴力団員でないこと。

4 つに、収入基準がございます。

今後におきましては、被災後の仮設住宅復興計画や応急機能配置計画の中で、復興住宅予定地の候補選定を行っていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、最後に付け加えてるんですけど。

持ち家だけじゃなくですね、賃貸住宅でも同じ条件として適用されるかどうか、お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

まず、災害が起こったときに、緊急避難的に仮設住宅をやります。その場合には、いわゆる民間のアパート等を借り上げてやる場合についても該当致します。

復興住宅というのは、あくまでもその再建を、仮設住宅が終わって新たな生活がスタートするために公営住宅を適用する住宅でありますので、そこでのことは該当は致しません。あくまで復興住宅ということになります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いろんな縛りがあるし、まあ当然と言えば当然ですけど、実際大きな災害に遭った場合には、ほんと住民としてはこういう細かいことは分かりませんのでね、戸惑うんじゃないかなと危惧（きぐ）しますが。

先ほど言いましたが、在宅被災者という人たちですね。それを支援する、東日本大震災支援、一般社団法人チーム王冠というんですね、在宅被災者世帯支援団体ということがあるのを知りました。この団体は、東北地方で在宅被災者を主な支援対象としたボランティア活動を続けているそうです。こうした在宅被災者の多くは、収入が乏しい高齢者世帯です。仮設住宅に入れる被災者というのは、家賃や光熱費の負担も自分がなくていいですし、家財道具一式が支給されます。それはほんとに、被災者にとってありがたいことです。

一方でですね、在宅被災者には、家がどんなに損壊していても、自宅で生活すると行政からの支援策は受けられない仕組みとなっています。5 年たっても、すき間風が吹く自宅での生活を余儀なくされている在宅被災者の実態は、まだまだあまり知られておりません。復興支援の陰で取り残されていく人たちが数多くいることは、町としても今後のことを念頭に置いていく必要があるんじゃないかなと考えるんですが。

この点についてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほどの再質問の中で在宅被災者の支援ということで、法に適用されない、いわゆる弱者といわれる方々の支援につきましては、ほんとに切実な状況もあろうかと思えます。

今後においてそういう先例を調査しながら、でき得る限りそういうことについても視野に入れながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

行政としても、またそういう例を見ながらですね、できる限り支援の態勢を考えていくというふうに答弁がありました。大変ありがたい答弁です。

では、カッコ4に移ります。

先ほど少し税務課長からありましたけども、罹災証明の発行体制と。それについては今回聞きますが、発行体制はどうなっているのでしょうか。

高知新聞にですね、こういう記事があったんですけど。高知新聞でですね、鳥取県では地震1カ月後、罹災証明の発行は申請や依頼を受けた中の2割。そういう記事なつたんです。

それでこのときは広範囲の大地震ではなかったですから、他県の職員の応援を要請していますが、うちで南海トラフ大地震が起きた場合、先ほど認定士は5名と。実際、認定として受けて動ける人は7名かも分かりませんが、この大きな南海トラフ大地震が起きたら、もう外からの支援というのはほんと難しいんじゃないかなと思うんですが。

その罹災証明発行の体制は、黒潮町でも事前の準備が必要と思いますが、どのようになっておりますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは宮地議員のご質問の3番目、被災後の対策について、カッコ4の罹災証明の発行体制はどうなっているかについて、通告書に基づきお答え致します。

黒潮町地域防災計画に基づく災害対策事務分掌では、罹災世帯等の状況調査に関する事、家屋・事業所等の被害調査及び罹災証明発行に関する事となっており、罹災調査班、税務課、と、佐賀支所総務班、地域住民課の11人体制により、罹災証明書の発行を行うこととなっております。

いつ起こるか分からない災害に備えて、罹災証明書の発行の前提となる住家被害認定調査に向けて、平成26年度からは、高知県主催の高知県住家被害認定士養成研修に参加するとともに、平成27年度からは、黒潮町総合防災訓練に合わせて職員研修を行っています。

災害発生時には、各種被災者支援措置を受けるための基礎となる、罹災証明書の発行が遅滞なく行われるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁ではですね、いろいろ準備をしているということでしたが。

発行体制は、じゃあ整備されてるといふふうにとっているんですかね。それとも未整備なんですかね。

そのへんをもう少し、お願いします。発行体制。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

発行体制が整っているかということですが、今の段階では、完全な発行体制とはまだ言えないと思います。

やっぱり、職員研修を重ねる上とかですね、それから体制等。それから、一番大きな今からの作業になると思いますが、罹災証明書の交付マニュアルもまだ作成ができておりません。今から検討をしてですね、発行もしなくてはならないと。

それから、先ほどの住家被害認定士の養成研修も、全員が取れるような体制づくりを努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

職人さんはほんと大変忙しい中ですね、こういう災害が起きた後のこういう準備まで着々としていかなきゃなんないというのは、ほんとに大変だと思います。でも、必要なことですよ。

それで、今、研修して進めているということでしたが、交付するに向けて、県としてもそういうマニュアルみたいなものがあるんでしょうか。

ちょっとそこをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

県としてマニュアルがあるかということですが、先ほども言いましたが、災害認定を行うのが市町村が主体ということですので、県にはないと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大きな災害が起きますと、ほんとに、先ほど鳥取県の罹災証明発行が遅れてるという記事も紹介しましたが、なかなかこれが進みにくいと思うんですね。11 人体制でやるというふうに課長の方でありましたけど、いろんなことをしなきゃならないので進みにくい。しかし、罹災証明がないと支援も受けられないわけですよ。

そういう意味ではですね、もちろん職員さんも研修すると同時にですね、他の自治体ですね、遠く離れてる自治体。南海トラフに影響がないと思われる自治体と協定を実際結んで、こういうときにはお互い認定士を送りますよ、送ってくださいねと。そういうふうな事前の準備をするということはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

11 人体制ではですね、当然、大規模災害での対応は困難と考えております。

議員がおっしゃられるように、他の地方公共団体や民間団体との応援の協定というのは必要があると考えております。

まだ現在ではですね、協定は締結をしておりません。今後の課題として、協定を結んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

今後は協定を結ぶようにやっていきたいということだったんですが。

その、他の市町村も、今の答弁ではちょっと分からなかったんですが、この南海トラフに関係ない、ちょっと離れてるところですね。そういう所と実際協定を結んでると、もう実際研修受けた職員さんがおいでるわけですから、向こうが被災すればこちらからも出向く。また、こっちが被災したときには向こうから応援に来ていただく。そういう協定があればですね、かなりやりやすいんじゃないかなと思うんですが。

その、他の市町村との協定を結ぶと。そういう方向はありますか。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長 (川村一秋君)

再質問にお答え致します。

先ほども申しましたが、他の地方公共団体ということや民間団体ということで、協定を結んでいきたい考えはございます。

ただ、相手とかは、まだ今から検討ということです。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

考えはあるけどこれからということでしたが、ぜひですね、そういう事前の準備もしていただきたいと思います。

大きな地震がある、大きな災害があることについての準備っていうのは、ほんとに職員さんも大変ですし私達も大変だと思うんですが、事前の準備があれば、やはり何にもないよりもずっと処置、それから復興へのやり方も早くなりますので、私もまだまだ足りない面がありますが、政治の光から落ちこぼれる人、そういう人にも今後光を当てていくような方向も考えていくと。在宅被災者にも考えていくという答弁がありましたので、ぜひまたそういうことにも目を向けていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 49 分

再 開 13 時 30 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番 (山崎正男君)

議長のお許しを得ておりますので、私は 1 番から 5 番までの質問を出しております。

事前におわびを申しておきますけれど、私今回、5 番目の医療対策については取り下げをさせていただきますので、よろしくお願ひします。なお、この間、執行部の皆さんにも大変ご心配掛けましたけれど、師走の慌ただしさの中でどうかご了承願ひします。

それでは、まず津波対策についてから始めます。

高齢化の中にあって津波対策で、町民にいろいろと心配を掛けているところですが、今、佐賀では巨大な津波用の防災タワーが建設されています。スロープ付きはここ1カ所ですが、町民をいかに助けるかという観点で次の質問を致します。

1ですが、既設のタワーにもスロープの追加工事はできないか、ということでございます。

既に黒潮町においては、佐賀も含めて6カ所ですか、津波タワーが建設されておりますが、佐賀のこのタワーについてもまだ現在建設中でありましてスロープの確認はされておられませんけれど、これから我々が高齢化社会になって10年先、20年先になりますと、この津波タワーへ上がる方がますます増えてくると思いますし、それから階段という、この高さのあるものを駆け上がる。こういう体力のある方がだんだんと弱ってくると思います。10年、20年先の我々のことを考えてもしかりですが。

将来的に、この今既設のタワーについてもスロープができないかと、こういう質問ですのでよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の一般質問、津波対策についてのご質問にお答えしていきたいと思えます。

既設の津波避難タワーへのスロープの追加工事のご質問でございますけれど、既設のタワーとおっしゃられるのは、万行地区、町地区、浜の宮地区、早咲地区、および横浜地区に建設した、5基の津波避難タワーのことだと思えます。

これらの津波避難タワーは平成25年度に完成したものでございますけれど、まず、そのときの津波避難タワーの設計内容を決定した経過についてご説明をさせていただきたいと思えます。

これらの津波避難タワーは、建設に当たりましては平成24年9月21日から平成25年8月5日、約1年間かけて、それぞれの地域で各3回、合計で15回の説明会を開催してまいりました。

その中で、タワーへの昇降手段としては、階段、スロープ、ゴンドラ等が考えられましたけれど、スロープの場合は、例えば、万行地区の避難フロアまでの高さ14メートルの津波避難タワーであれば、途中で休むフラットな場所を考慮して整備すると、こう配が12分の1。これはバリアフリー新法基準でございますけれど、そのこう配でやった場合に168メートルの距離が外周に必要でございます。これを県内の津波避難タワーで検証してみますと、スロープでは約3分、計画の階段であれば94段。自ら上ることが困難な人を複数人で協力して上げた場合は、階段の場合は休憩なしで50秒、休憩をしたときに1分弱でございます。

また、ゴンドラにつきましては、四万十市に整備された施設や制作業者を視察しましたが、1往復させるのに5分以上かかり、定員も5人程度であるため、緊急を要する中で浸水予測時間も早いことから、整備対象としませんでした。

このような検証結果を踏まえ、自ら上ることが困難な方は、階段を使用して数人で抱えて上がっていく、いわゆる共助の方法が早く円滑な避難ができると判断して、そのために階段の幅員を2メートルと広く取り、上り口2カ所を整備するという方針の説明を行い、ご理解をいただき設計内容を決めてまいりました。

既設津波避難タワー5基につきましては、このような設計思想を持って建設してきた計画もあり、新たにスロープの追加工事は考えておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

タワーを建てる時に地元と十二分に協議をされてですね、こういう結果になっておるかと思います。

ただですね、これから先、5年、10年という経過とともにですね、そういうスロープの必要性。こういうものが地元から起き上がったときには、また考慮する考えがあるでしょうか。我々、こうして今健康な体ですね、階段を上り下りして動いてるわけですけど、高齢になるとともにですねスロープじゃないと間に合わんと。スロープじゃないといかんと。それから、人を助けるときにスロープがあった方がええねというようなことが起きてくると考えられます。それで、そういうことも今後踏まえてやられるのか。

もちろん、スロープはそれなりにお金も要ると思います。それから、今の既設のタワーにどのように取り付けていくか。こういうことも計算されなければならないと思いますが、方向性として、まあ佐賀のタワーができてみないとその効果の良さも分かりませんが、現実として。ああ、佐賀にもスロープがあるね。我々のところにも欲しいね、というときには、また考慮していただけるのかどうか。

お聞きします。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

それでは山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

平成25年度建てて3年ぐらいたったんですけど、やはりスロープがない地域からはですね、正直スロープの要望が出てきております。すべての地域ではないですけど、一部出てきております。そのことも現実でございます。

ただ、今後スロープを造るか造らないか。工法としては、円周を回る方法、あるいはその他の方法も検討できるかもしれないですけど、まず根本的に難しいのはですね、やはり費用の面ではないかと思えます。

と申しますのは、既設の、これまで、佐賀の今建設中のタワーも含めて制度的に、緊急防災・減災事業債、これは7割国が負担してくれます。それから、残った3割を高知県の津波対策の加速化交付金で見られるということで、市町村の負担が非常に少ない、あるいは、ほぼ要らないというぐら恵まれた制度で建設してまいりました。その事業というのがですね、県の制度についてはもう終了しましたので該当なりません。緊急防災・減災事業につきましても、既にやったのに対して追加というのは、私どもが今調べた中では制度に該当しません。

従いまして、町単独の事業しかなくなってくることと、それから、仮に今の5基にスロープを付けた場合どれくらいの費用が要るか、ちょっと概算でざっくりの試算でございますけれども弾いてみますと、一基当たり平均で3,500万。5基となると1億7,500万というお金になりますので、やはり財政的に見ても、かなり困難ではないかと思っております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

私は目の先のことしか見えておりませんので、何回もおんなじような質問になるかも分かりませんが、

今言う3,500万という負担が要る。これはまあ、それも国、県の補助なしで単独でということになるとなかなか大変と思われそうですが、県下全体、それから全国的に津波タワーが多くできていると思えますけれど、全体



的な割合で今後ですよ、津波タワーのその良さが見いだされてきて、各市町村、各県とも増えてきたねという状況になるかも分かりませんが。

そういうときには、今のような考えはないということじゃなく、考慮して前向きに、町民の全生命を守るという考え方でやっていただけないでしょうかね。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

タワーが県内たくさんできてきました。黒潮町の5基は、割と先行した5基だと思います。ほとんどのタワー、スロープ付いてるのも事実ですね。

今度の佐賀に建ってるやつは、スロープと階段の交差を階ごとにするということで両方のいい所を取る設計が、プロポーザルという方向の中で示していただいた関係でですね、そういう方法で設計することができております。ただ、スロープの長さ210メートルという距離になりますので、やはり時間的な部分はですね、かなりスロープを使った場合はどうしても必要になってくると思います。

ただ、今のご質問の中心的な課題の今後どうするかということにつきまして、私の方でお答えできるのは、今の町の防災計画、事業計画の中で、佐賀のタワーができて。ただ、タワーについては黒潮町では避難困難地域が理論的に解消ということになりますので、今後、タワーの整備計画は持っておりませんので、今のところは計画はないというふうな答弁になります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

現状で考えると、当然、課長の言うようなお答えになるかと思いますが、将来とか、この近況の現状というか、どの市町村もスロープ付きで安心して住民が住めるねというようなことがまっとう視されるようなことになりだしたときには、我々が率先して造ったタワーではありますが、そのスロープ付きでなかったのがいかなかったねというようなことも出てくるかも知れませんので。

今、言葉の上で、今は考えがありません。じゃあ、先には考えが有りますというようなことになるのかどうか。で、状況を見て、課長の方でまた判断されてですね、そういうことも考えないかんねというような答弁がいただけたらありがたいわけですけど。

そういう感じにはなりませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、再質問に続けてお答えしていきたいと思います。

やはり一番大きな課題は、財政的な課題だと思います。その部分が、今後新しい制度なりが出てきて、ただ財政的に負担が要らない部分が出てくると、住民からの要望、そして今後の設計思想の見直しですね。そういうところから入って行って、どうしても住民の命を守るために必要であればもう一度、タワーの建設計画の見直しでしょうか、避難計画の見直しということも、根本的に考える中で検討していく形になるのではないかと思

います。

あと、不足した分は、できれば町長の方からお答えしていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

今の現状の課長の考えですので、そういう点で、この1点目は終わらせておきますが。

次の2番目の、自力で逃げられない方や、要介護者等の支援基準の作成ができないか、考えを聞きますということを出しておりますが。

これはですね、我々が、自助、共助、公助というような言葉遣いで、津波のときに自分で逃げられない方、それから、体力的にも誰かが支援が要するというような方なんかのためにですね、それぞれ地域防災の中でも、それから福祉の方でも、どうやったら助けられるかということで考えておりますけれど、現実的に、そこに一人住まいで、誰かが手助けしないと動けないという状況の人を、いざ津波が起こった、逃げないかん。こういうときに、あらかじめ決められた配置をされた手助けされる方、支援のグループに入っておられる方がですね、助けるために精神的に悩む。こういう状況が出るのではないかと思います。その言葉が私今、ちょっと。まあ、私が心配するところでは、支援をすべき関係者の心構えや行動の基準を分かりやすくつくり、具体的にすべきではないかと考えるというのが私の根底にあるわけですが、いざ災害、そこへ津波が来てるといようなパニックのような状況のときに、我々はまず逃げる。そして、時間的に余裕がある場合、体力的に余裕がある場合、それから自主的に対応ができる人が支援をするということになると思いますが、この支援をする方の人道上の責任や重みが残らないような基準づくり。これをひとつ考えないかんがじゃないろうかと思っております。

我々は、思いやりとか、情けとか、義理とか、そういうことで行動するわけですけど、やっぱり助けられる側、助ける側が、お互いが事前に教育の中で助けてあげられる段階。細かいとこで言えば、余裕というものをどう感じて、どう行動するかということでございますけれど。かというて、黒潮町民の中では誰もがみんな助からないかん。みんなが助けるという気持ちで動いてますけれど、わだかまりや、後で悔いになるようなことがないような基準づくりが必要じゃないかと思っております。

その点、そういうマニュアル的な、基準的なことが研究、検討されていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の2つ目のご質問、自力で逃げられない方や、要介護者等の支援基準の作成ができないかというご質問に対して、通告書に基づいてお答えをしていきたいと思っております。

まず、黒潮町地域防災計画の中では、その第2編第3章第5節という部分で、要配慮者への対策等ということで、町及び関係機関は要配慮者の安全を確保するため、町民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、連携して個別計画の策定など、避難支援体制を整備することを推進します、というふうな基本的な方針をまず定めております。

その避難行動要支援者というのは、台帳上255人が登録されております。そのうち、その情報を公開することを同意してる方としてない方がおいでるわけですけど、同意してる方が227人ございまして、その中で92人については個別計画を作成しております。作成率は40.5パーセントになっております。

そして、その個別計画の中で避難の支援者が誰であるか、そういう関係者も決めております。ただ、避難行動要支援者等関係者の安全確保という項目で、避難支援等の関係者は、助けようとするが助けられない可能性のあることを避難行動要支援者に理解してもらっています、と明記しております。

また、消防団についてでございますけれど。消防団については、黒潮町消防団震災対応マニュアルで津波災害時の消防団活動、安全管理基準を定めており、津波の来襲が予想される場合は、避難する過程において要援護者や要救助者を発見した場合には、津波到達予想時刻までに避難場所へ避難を完了することを可能である場合に限り、救助、救出を行うとしております。

これらの基準以外としては、今後策定を進めていく地区防災計画の中で、それぞれの地域の実情に合った支援基準を定めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長の言われるような計画性のあるものができておりますけれど、動けない人をいかに助けるか。限られた時間の人道的配慮と、その覚悟をどのように考えていくのか。大変難しい課題であると思います。知恵を出し続けていかねばならない。どこまで詰めて、どこから覚悟するか。こういう観点の部分が、ちょっとまだ薄いのではないかなと思います。

課長の言われるように、最初にこういう状況の場合は助けられませんと言うていくのが果たしていいのかどうかもありますけれど、私はその行動を起こせる、その瞬間に感じる支援者の方の気持ち。おお、今助けないかんねや、とかいう感じのときに、じゃあ全体でそういうこともあり得るねという、ギャップのないような、皆さんに心得を伝えていくことが必要じゃないかと思いますが。

ある言葉の中ではですね、これ、東日本の震災後の津波対策の基本的な考え方というような中にこういう文がございます。災害時要援護者の避難支援と避難支援者の安全の確保のあつれき。この言葉です。あつれきは、津波被害者で一番厳しく出てくるためというような言葉がございます。これはやはりね、自分がもうちょっとここで力を入れておけば助かったのになとか、助けてあげられたのになというようなところが、この精神的な気持ちじゃないろうかと思います。それから、人道的にもそういう、自分が支援者側に入っておったときに、周りの者からも、それから無言の圧力といいますか、自分自身への反省も含めてそういうことがありますので、町全体として、先ほど課長の言われたように、最初にこういう場合は助けにできませんとか、こういう場合に限りてできますとかいうことを、明快に皆さんに伝えていく必要があるとずっと思っておりますので。

それを具体的に言葉とか、この防災計画の中の一部へ付け加えるとか、ちょっとした期間、タイミングの問題ですけど。そういうことができないかなと思っておりますが。

もう一度お願いします。言わんとしようことが分かってくれようかどうか分かりませんが。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

議員が言おうとしてること、大体分かってるつもりですけど、非常にこの問題は難しい問題です。どの自治体でも行き着くところ、この課題、どういうふうに解決するか。しっかりした答え、まだ見たことがございません。

ただ、それに近いことをされてるのは、やはり東日本で被災地。私どもが知ってるのは、岩手県の大槌町安渡地区という所がございますけれど。そこは被災を経験した上で、細かいチェック、検証をして、その今山崎議員が言われた課題について、地区防災計画というものの中で一定の形をつくっております。

そのこのルールというのは、まず自分たちが知っておかなければならないのはですね、津波のようにリードタイムが短い災害の場合、助けれる方は近くにおる人です。行政とか国とか、そういうレベルの問題ではなくて、近くにおる人しか現実的に助けることができません。そういう状況の中で、東日本大震災、大槌町なんかは想定津波が、来る時間が30分以上ぐらいに考えてたと思うんですけど、15分ルールというのを決めておって、地震が発生して15分間は支援に回るという15分ルールというのを決めております。

それからさらに支援される側の方については、とにかく玄関までは出ていくというふうなルールを決めてるそうでございます。先月の地区防災計画シンポジウムにパネリストとして来てくれて報告してくれた佐々木さんという方がその話をしてくれましたけれど、地域地域でそういうふうな具体的な細かいルールを決めていくことが最も有効ではないかというふうに考えております。

だから今後、町地区防災計画、これからも全力で取り組む必要があると思うんです。地域とともに取り込む必要があると思うんですけど。そういうところでしかですね、この難しい課題に対しては対応できないんじゃないかというふうに感じておるところでございます。人として逃げられない現実もございますし、実際、東日本でたくさんそういう事例あって、支援した人も、しようとした方も、たくさんの命を亡くしております。命が亡くなれば支援すること自体ができなくなりますので、そのことも十分町民の皆さんと一緒に考えながらですね、今後の対策を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

どうかですね、この大事な命を救う観点からですね、町民と常に協議し、また、今まで取り決めたことでも、足りない所はまた補うというようなことで進めていただきたいと思います。

それとですね、今言う体の動きにくい方、動けない方、介護の要る方。こういう状況を助けるときに、例えば、誰かが支援して助けに行った。それから、既にこの方は避難場所まで行きましたよと。安全確認のシールみたいなのをですね、そういうご家庭、関係者の皆さんに渡しておいて、誰かが助けてくれたらいいよというときには家の前に張って、黄色でも赤色でもええ、避難しましたというようなサインのあるものを出されたら、周りで助けに行ったときに、あ、もうここは避難されてるというふうなことも分かるのではないかなと、ふと思いましたので。

そういうシールの考え方を、ひとつご答弁願いたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

大変、議員から具体的な、いい一つのご提案をいただいたんではないかと思っております。シールであるべきか、もっと札をひっくり返すようなのでいいのかですね、そういう実際に避難したかしてないか、ほかの第三者が確認できるような作業、具体的な対策ですね。これにつきましても、町全体の計画、あるいは地区の計画で、今後具体的な事例として決めていく必要があると思っております。

ただ、それをしっかり住民みんなで共有して、そして訓練等もやりながら、やっていく必要がどうしても必要と思います。町だけで制度を作る以上にですね、やはりそういうふうなことを住民と共有、そしてそれを訓練していく繰り返しの作業を、今後、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

何事も、繰り返し巻き返し勉強していくしかないと思いますので、よろしくお願い致します。

それから、じゃあ2番目に移ります。環境整備についてということでございますが。

黒潮町の河川等の洪水に対する心配は毎年繰り返されています。そのたびに町民の悩みが常に付きまっております。

水路や河川の増水の心配を何とかしなければならぬのに、県がやってくれない、予算が回らないとのことで、やらないことの先送りとなっている現状ではないかと思えます。いつまでもこれでは解消されませんので、できることからやっていく、そういう施策にさせていただきたいと思えます。

災害復旧には予算がすぐつきます。それから、防災対策に予算がつきにくいというかつかないのは、これはおかしいのではないかなと、私は考えております。小さな所を早めに直せば、それだけ防災も早くつくし、対策も早く終わると思うわけですがけれど。その災害復旧となると、現状復帰するまでとか、また大きな規模でないとならんとか、いろいろございますので、私は何となしに矛盾に思うときがあるわけですがけれど。

それです、まず1点目ですが、防災上で危険と思われる水路や河川等の補強や改修に対し、積極的な執行をするべきではないのかということです。

各集落の現状を再確認し、町の計画的な執行が必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

それから、危険個所の把握状況はどうでしょうかという質問です。

町内でかなりの数が多分、やらなければならないところがあると思うがですけど、行政側から見て、ここは早く直さないかねという感覚でおる個所と、それから部落要望で出されてる個所と、また観点が違うと思えますけれど。私は例年、少しずつでも、5件でも10件でも町がやっていける状況を予算の上でも作ってやっていかないと、例年巻き返し心配されることが減っていきにくい。

こういうことであると思えますので、まず、1問目の質問を致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、環境整備についてのカッコ1、防災上危険と思われる水路や河川等に関する質問にお答え致します。

まず初めに、近年は気象変動が激しく、考えられないようなゲリラ豪雨、スーパー台風の来襲など、その頻度が多くなっているように感じます。本町においても、先の台風16号では、佐賀地区で降り始めから総雨量499ミリ、日雨量284ミリ、最大時間78ミリの、20年に一度程度の豪雨を記録しております。幸いにも人命にかかわる被害はなかったものの、公共施設災害、農業施設災害をはじめ、町内全域で甚大な被害が発生しました。伊与木川北部の数カ所で河川からの越水が起り、家屋浸水被害も発生しました。台風通過時には、河口付近ではちょうど満潮時間と重なり水位が上昇し、町の中ではバックウォーター状態になり水路から水があふれ、内水が滞水する事態となりました。佐賀総合センター前の堤防付近では、はんらん危険水位を優に越えた

状態が続き、関係者による懸命の監視活動、内水排除により、事なきを得た状態でありました。

このように、自然に翻弄（ほんろう）される環境下にあつては、いくら頑丈な施設であっても抗うことは困難ですが、脆弱な施設の補強や改修は基本的には必要と考えており、地域から要望の挙がっている個所については、管理者や関係者と協議を行っていきます。

河川の水路の断面は、降雨強度や集水面積、粗度係数や土地の利用状況など影響を受けやすく、従来確率年では対処不能なこともあります。近年は、高規格道路等の整備に排水路においては、従来10年に一度の確率のものを確立年30年に一度にするなど高めに設定し、余裕を持たせた断面を要望しているところでございます。

しかしながら、すべての既存施設の断面を大きくするような改修や補強を積極的に行うことは現実的ではなく、維持管理の中で問題のある個所から施工していきたいと考えております。

各集落の現状につきましては、先の台風でもかなりの被害が起きましたので現状把握しておりますが、随時、好天時や台風の後など巡回活動によってその痕跡を調べ、一定現状把握をしております。

今後も維持管理に努め、適切な管理に努めていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今の答弁の中で、危険個所の把握状況というのは、町から見てどれぐらいまだ黒潮町にはあると。何カ所ぐらい把握してますというのは、分かっておりますかね。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

まず、危険個所の把握につきましていろんなとらえ様があるかと思いますが、県管理河川、いわゆる2級河川から越水して家屋浸水等起こる所は、佐賀地区、大方地域にもかなりの所があります。その個所を数値で表すのはなかなか不可能であります。台風時、あるいはそういう痕跡の跡を見ながら、今回にもかなり越水したところがございますので、そういう所は一定把握してると思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

心配するのはですね、危険個所を把握しておきながら、この豪雨とかそのゲリラ豪雨とかいろいろありますけど、二重災害といいますか、その危険個所を放っといたためにできるような災害も出てくる可能性がありますので、そこをよく注意して掛かっておいていただきたいと思っております。

例えば、河川一つについてもですね、大水が出ると砂利が流れてきて堆積（たいせき）してくる。じゃあ、その堆積（たいせき）したのを、県管理だということで取らないで置いておくと、またその上に豪雨が来る。じゃあ、次ははんらんする。はんらんしたら、畑や農作物に影響が出る。こういうことになりますので、できるだけ早く、その今危険個所と思われる所で町が絶対やらないかんと。これは県にやってもらわないかんと。いう所はですね、早め早めに手を打っていただきたいと思っております。

そういう心配はないですか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

河川の埋そく状況、いわゆるしゅんせつ土砂につきましては、今回の台風、以前から佐賀、大方の地域でもかなりの河川においてそのような状況があります。

今年度においても、各地域からさまざまな個所から要望がありまして、現在は県の中で予算的に大変厳しいので1河川1カ所程度というような話がございましたが、今年度においては一定の予算をつけていただいております。

しかしながら、一番の肝心ところは、その土砂を運ぶ所がない。いわゆる捨て場がない。それによって単価がかなり違ってきますので、そういう受け皿とした土地について、町あるいは地域住民の皆さんの協力を得ながら少しでもコストダウンをして、その同じ事業費の中でそれがカバーでき得るような努力も、今後していかないかんというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長が前向きにいろいろ努力してくれるということでありませうけれど。

我々が行政と、それから議会もそうですけれど、町が、我々が今こうやって住んで、ここ5年なり10年なりを一緒にこう、言葉掛けをしながらこの町を守っているわけですが、我々のおるうちにできることは我々の責任でやっておこうよというような、そういう心構えでやってもらいたいと思います。

今言う県の工事にしてもですね、県は直にこの場にはおりませんのでなかなか声が伝わりにくいですが、県にもやはり各地域で、河川の問題、砂利の問題なんかは常に、毎日の日常の中で心配しながら生きております。これは自然と戦う人間の姿なわけですが、まあこれを打破できるようなことをやっていかないと、100年の体系もなかなか立たんと思いますけれど。昔の偉い人が大きな運河を造ったりですね、やってるのは、これはものすごい努力と知恵と、そういうことがあつてのことだと思っておりますが、我々もそれに負けんような地域づくりをぜひ考えていっていただきたいと思っております。

これは質問にはしませんけれど、そういう考えですのでよろしく申し上げます。

それから続きましてですが、これは具体的な話でございますが、2番目です。馬地の谷や河川のしゅんせつの堤防のかさ上げ工事のほか、常時浸水する場所に新たな土管を埋設すべきであるとするが、町の考えはどうかということでございます。

これは先般の森議員の質問と同じでございますが、一部、私の場合はその道路を越える水を土管をやって流れるようにするということのほかにですね、今言う、馬地というところの中の谷に、かなり水量が増すときには増して、住宅地の方まで堤防を乗り越えて水が流れてくると。こういう状況でございます。これがこの間見てみますと、70センチぐらいの高さまで木の汚れがあったわけですが、そういうような状況で、住宅地まで心配をされております。できればですね、あそこは橋のたもとにかさ上げた部分がちょっと何メートルかありますけれど。それから橋から下も、同じようなかさ上げをですね堤防でしていただいで、住家まで影響が出んような、そういう施策をやっていただきたいと思っております。

それから、森議員と重複しますが、その道路の下を通ってる配管が300ミリぐらいの小さな管でして、ボールでも詰まったらすぐ詰まる。そんな状況のところでございます。これは、山の方から流れてくる水、それから今言うオーバーフローした谷の水。こういうようなものがそこへ一手に流れてきてですね、たちまち近辺

の住宅に浸水する恐れがある。こういうことを解消するためにぜひですね、これも取り組んでいただきたい。

その配管を300ミリを500ミリか600ミリの大きさにして道路の下へはわして、それからその下の畑等を、ちょっと許可をいただいて掘ってですね、配管して、今ある溝まで流していただくということをお願いしたいと思いますが。

ひとつ答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、環境整備についてのカッコ2、河川のしゅんせつや堤防のかさ上げ等に関する質問にお答えします。

山崎議員から質問のありました馬地の谷は、小馬地川のことだと思います。先の台風において、あそこにある橋、かなり低いわけですが、そこからけた高が非常に低いために、そこを越水して近くの農地や家屋の方に来たという被害状況を聞いております。

この川は県の管理河川でございまして、一般的にそこにかさ上げすると、町が占用許可を取ってやらなくてはなりません。県と協議する中で、消火栓のかさ上げ工事につきましては、現在県は考えてないと。それよりも、しゅんせつあるいは2級河川の河川解除計画に基づくと、そこを急いでおるといような話を伺っております。

県ができないとなれば、町の方で占用許可を取ってやらないかんわけですが、非常にあの河川法、以上に厳しい法律でございまして、そこらへんの占用、そのことがほんとに効果あるのか、その阻害要因であります橋の高さを変えなければなりませんので、一定の時間がかかるだろうと思っております。

暫定的な措置として、そこに大きなトン土のうを置くとかいうことはできるかと思っておりますけれども、そのような暫定的ではなく永久的な構造になると、一定の時間を頂きたいと思っております。

なお、先の議員の質問にありました馬地の土水管の埋設につきましては、答弁のとおり現地調査を再度行い、実現に向けて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

道路の下の土管とかの工事はぜひお願いしたいし、それからその谷の関係は、今課長の言われたこと、よく分かります。

当然、地元として、住民として生きていく上には、できるだけ早く、できるだけ安心していただけるような構築物。こういうものが必要でありますので、暫定的にはもちろん土のうとかいうことも考えられると思いますが、それを県と協議、いろんなことがあると思いますが、1年でやるのか2年でやるのか。できるだけ早い年度でやっていただきたい。これをぜひお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから県もですね、ちょっと私は腹が立つがですけど、県もそのやり方によって、自分のとこがこういうことであればできるというのであれば、その拡幅なり深くするなりして水路が増さないというようなことができるのであれば、早くそれをやってもらいたい。どっちにしても住民は安心した生活を待っておるわけですので、どちらか協議をしてですね、より良い方向を見いだしてもらいたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは次、3番にいきます。



3番も同じような案件でございますが、ここは白浜でございますが、白浜の水路の改良を進めるかどうかということでございます。

ここ白浜の集落もですね、裏山から出てきた水が両サイドから流れてきて、旧道の真ん中辺り、もうちょっと東側になりますか、辺りで浜へ向いて流れるような水路があります。ただ、この水路なんかもですね、大正に造ったのか昭和の初期に造ったのか分かりませんが、だんだんと古くなっておりまして、水路自体もですね途中で小さくなって、幅を狭めて水を逆流さすというような状況があって、地域の低い土地に対してすぐ大雨のときに水がたまり、浸水する可能性が強いわけです。浸水したかどうかの確認はしておりませんが、常にその周辺の作業場とか工場については心配されております。

この際ですね、思い切ってその地域に出向いて、現場も確認していただいて、今言う土管を500ミリにするか600ミリにするかしてですね。ここは多分6、7メートルで済むがじゃないろうかと思えますけど、1回思い切って掘り下げてやれば、道路のそばには水路がありますので、それへ向けて流したら何とかクリアできるんじゃないかと思えますので。

この点についてもお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、環境整備カッコ3の白浜の水路に関する質問にお答え致します。

議員質問の場所は先日見に行ってきました。町道白浜線から海岸に通じる排水のことだと認識しております。

この場所は降雨時、裏山や周囲からまとまって流れ込む位置にあり、これまでも周辺の道路や農地が冠水する被害が報告されております。関係者からも写真を頂き、確認したところでございます。

9月の台風16号では、これまでにない豪雨により農地や家屋への浸水被害が発生し、地域住民からも抜本的な解決を図ってほしいとの要望を伺っております。

被害要因を考えてみますと、排水路の流下能力も一つですが、一般的な排水路の降雨確率は2分の1年程度であり、湧水地の減少、土地形状の変化や近年の気象変動、山や農地に浸透する流出ケースにより大きく影響を受けます。現地において詳しく調査をしてみますと、流末の国道下に横断している管渠（かんきょ）が直径30センチぐらいと非常に小さく、現状では流量に対しその流下能力が不足しているのではないかと考えます。また、流末付近には海岸に接しており波の影響を受けやすく、縦断こう配もなく、土砂によりふさがれている状態となっていました。

この横断水路は国交省の管理であり、今後、改修できないか協議していきたいと考えております。

なお、暫定的な対策として、出口の埋塞土砂の取り除きを今年度中に施工したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長の答弁の中で、私とちょっとニュアンスが違うところはですね、その国道の下を通過して海岸へ行く。それはどうもね、感じとしてはあまり利用価値がないというような状況のようです。常に海岸から砂利が押し寄せられてきて、ふさがれるというような状況があって流れにくいと。

で、その国道から白浜の住宅寄りに水路が、どう言いますか下向いて流れようところがあるのですが、それに向いて落としてほしいと。まあ段差がちょっと分かりませんが、そういう要望のようでございますので、

なお、それも加味して考えていただきたいと思います。

いかがですか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

現地を確認したとこですね、非常に町道からの水路と、それから国道に沿って水路の高さを見比べると、非常にこう配が取れない。非常に、なかなか難しいだろうという予測を立てます。詳しく測量しないと分かりませんが、いわゆる縦断が取れないということは、その排水に対して流量が流れないということになってきますので、いくら断面を大きいしてもオーバーフローする原因になろうかと思しますので、そこらへんは精緻な測量をもって検討していきたいと思います。

抜本的な対策としては、先ほど言いましたように、あそこから少し100メートルぐらい離れた所に推進工法によって管渠（かんきょ）を開けてる所がございます。あのような方法を採用すれば、一定のあそこにまとまった排水が一気に解決できるだろうと思っておりますが、なかなか国道を抜く管渠（かんきょ）は非常に厳しいものがございますので、そこらへん、現地を高さ当たりながらでき得ることを考えてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

何を置いてもですね、解決する方法を考えない意味がないわけですので、ぜひ地元も入れてですね、そこを解決できる方法を見いだしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次にいきます。

3番ですが、これはバス停の管理についてということで、教育委員会等の施設管理の在り方で次のことを質問しますと。

これはですね1番、バス停に選挙関連と思われるポスターが張られているが、教育委員会はバス停の管理や許可も含め、どのようにとらえているか聞きます。

もしこのことが選管の関係もあれば、選管の考え方や法的規制はどうなのかも併せてお訊き致します。

よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは山崎議員の、バス停に選挙関連と思われるポスターが張られていることに関して、管理や許可についてどのようにとらえているかというご質問にお答えを致します。

黒潮町内には、国道沿いと一部の県道沿いに家屋タイプの停留所が設置されていますが、その設置形態は黒潮町で設置したもの以外に、地区で設置したものや個人、団体で設置したものなどがあります。それらの停留所に張られている政治活動用ポスターについて不適切ではないかのご意見をいただいているところから、町内すべての家屋タイプの停留所について、所在地、面積、設置者や設置の背景、土地の所有者、土地の占用許可が必要な場合はその申請者等、できる限り調査をしましたが、設置の背景が不明なものもあるのが現状です。

停留所に限らず、ポスターを他人の土地、建物等に張るときは居住者の承諾を得てから張るよう法に定めら

れており、無断で張られたポスターは所有者が自分ではがしてもよいと定められていますが、はがした後のポスターの処分については財産権の問題が残りますので、適切な対応をする必要があると考えます。

そこで、黒潮町が管理する停留所に関しましては、当町から直接、掲示元の代表者の方に期限を定めて、該当のポスターを撤去してもらう旨の通知を行い、期限までに履行されない場合は、当方において撤去する旨を事前にお知らせした上での対応としたいと考えます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の3番のカッコ1、バス停に張られています選挙関連と思われるポスターについて、選挙管理委員会の考え方や法的規制はどうかにかについてのご質問にお答えを致します。

政治活動用ポスター等につきましては、バス停に限らず、どの場所においても、公職選挙法第143条第16項および第19項の規定により、政治活動や選挙活動の規制を受ける場合もあるため、先の参議院議員通常選挙の際にも、高知県選挙管理委員会からも高知県内に支部等を有します政党等の代表者に対しまして、法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いをしているところでございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

総務課長、143条ということではそれも関係もありますが、145条の関係もあるかと思っておりますので、また後で見ておいてください。

それからですね、教育委員会は、現状をどこどこが該当するというようなことは把握されておりますか。

どうですか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

私どもの調べた限りでは、大方地域、佐賀地域、それぞれ以下のような区分で設置をされているように思います。

まず、大方地域でありますけれども、町の管理下にあるものが5カ所、地区でそもそも設置をしたものが5カ所、国で設置したものが1カ所、バス会社の設置したものが1カ所、計12カ所です。

佐賀地域におきましては、町の管理下にあるものが11カ所、団体に設置したものが1カ所、個人で設置したものが1カ所、国で設置したものが3カ所、合計16。合計で28カ所になっております。

そのうち町内の管理が16カ所でございますので、この部分については先ほど申し上げました対応をしたいと考えます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

ちょっといつごろになるか、ちょっとお聞きしたいがですけど。

速やかにああいふビラは、教育上よろしくないという考え方で、速やかにそれをのけていくか。今言う、手続きを踏まないといけないというようなところがあるかとも思いますけれど。少なくともバス停で毎日毎日、生

徒たちがですね止まっている。教育的観点から、ええかどうかの判断は教育委員会もしていただけたらと思うがですけど。

この3月までにはきれいになるでしょうとかいう判断はないですか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

現在あるものにつきましては、一応、ポスターを張った責任者の所在、責任者元は把握をしておりますけれども、どうしても次から次へ張られるという状況もございまして、再度調査をした上で、年度内には一定の対応をしたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

答弁の中で、教育委員会が許可したというような言葉が出ておりませんが、教育委員会は、もう全然知らなかったという観点ですかね。どうですか。

まあ、そういうこともありますので、速やかに対応していただいたらええと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、4点目でございます。児童館の運営についてでございますが。

児童館の休館日の開放はできないかという質問です。特に大方の方の地域の子どもたちが児童館を利用できるようにできないかという要望を聞きますが、現実はどうなのか。今後の利用を可能にすべきではないかと考えますが、という質問です。

これは児童館の、佐賀も大方もあるわけですけど、現状をまずお聞かせしていただきたい。児童館の活用をどのようにされているかお聞かせ願いたいと思いますし、今後、その開放について対応できるかどうか。ここもお聞かせしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎議員ご質問の4、児童館の運営についての1番、児童館の休館日の開放はできないのか。特に大方の地域の子どもたちが児童館を利用できるようにできないかという要望を聞きますが、現実はどうなのか。今後の利用を可能にすべきではないか、について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の児童館の運営につきまして、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例に基づき実施をされ、その条例第9条により休館日は、大方児童館については、日曜日および月曜日、そして佐賀児童館については、土曜日および日曜日としております。ただし、佐賀児童館は佐賀町民館との併設ですので、佐賀町民館が地域交流促進事業として、土曜日の休日開館を実施しております。従いまして、図書室や各研修室、そして2階ホール、そして遊具など、ご利用が可能でありますので、佐賀児童館をご利用できないのは、実質的には日曜日だけでございます。

さて、小中学校が休校である土曜日の昨年度の年間自由来館者数は、佐賀町民館が375人、大方児童館が679人でございまして、休日にも多くの方がご利用をいただいております。

また、土曜日に両館の主催事業と致しまして、貯金箱作り、陶器作り、スタンドグラス作りや藍染体験、子どもクッキング、そして、野外活動と致しまして田植え体験や稲刈り体験などを行っており、たくさんの子どもたちにご参加をいただいています。

議員ご指摘の休館日の開放につきまして、佐賀、大方両館の日曜日開館と、そして大方児童館の月曜日が開館できないかということであると思います。休館日の開館につきましては、住民のご要望にお応えし、利便性の向上を目指し、そして利用者の増加を図ることにより、児童の健全育成を進めていくことにつながっていくと思います。

しかしながら、それを実施するためには人員や財源の確保が必要でございます。従いまして、現時点ではそれができておりませんので休館日の開放はできませんが、今後、子育て支援の一つと致しまして、関係機関との連携を図りながら検討をしてみたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

児童館の目的は、どういうことになっておりますかね。

私が感じるには、その児童館は子どもたちが、先ほど課長も言われたように健全に育てていただくためにですね児童館も開放してですね、いろんな目的もつくり、やられているということだと思いますが。

先ほどのあれになかったのは、祝日もまた含めてもう一度お願いしたいと思うのですが、祝祭日はどうなのか。

それから、この要望の中にあるのはですね、やっぱり保護者とか働く親御さん、まあ親ですね。こういう方の時間帯も考慮してですね、子どもたちが心配なく児童館で過ごせるような方向性、そういうことも併せたもんで考えていただきたい。

何か目的がないと開放しませんというのか、親からとか地域住民から申請が出れば、中身を見て、ああ、これなら子どもたちを見る必要があるという状況があればですね、開放していただけるのか。そういう実際の利用手続きなんかどうなのかも、併せてお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

児童館の設置目的につきましては、児童福祉法第 40 条に基づきまして、児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とするということになってまして、それに基づきまして児童館を運営をさせていただいております。

それから、祝日の開館につきましても、これもやはり先ほど申しましたように、人員と、それから財源が確保ができましたら開館ができることだと思いますけども、まだこれはできておりませんので検討させていただきたいと思っております。

それから、保護者の申請とかそういうものはどうかということですが。特にその保護者の申請ということについてはですね、考えてはおりませんので。もし、たくさん保護者の方からその要望がございましたら、それに応えるべく対応したいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

児童館の使い方についてはですね、それぞれの市町村なり自治体で多少違いもあるかも知れませんが、目的が子どもたちの健全な育成ということですので。これは無料ですかね。無料で開放されるということですので、どう言いますかね、誰もがここの児童館へですね子どもが、地域から広い範囲でですね子どもが来て、そういう親が心配なときも児童館におれば安心だというような開放の仕方をしていただければありがたいなと思っております。

そういうことですね、今後、地域の方たちと、よくそういう事例なり要望なりを聞き入れていただいでですね、多くの方が喜んでそこで安心して子どもを見ていただける。見てもらうというのがじゃなしに。

見るには、例えば、職員が常に付いておらないかんがかどうかどうかも心配しますけれど。そうでなければ、誰か代表者の方なりに今さっき言うような申請を出していただいて、こういう目的で使いたいというようなときも配慮をしてあげたらどうかと思います。

もう一度、かまん範囲で返答をお願いします。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、児童福祉法 40 条に基づきまして、広く児童の健康を増進し、そして情操を豊かにするというこの部分で、それを目的とする施設でございますので、皆さんにできるだけ多く使っていただくことが大きな目標でもございます。

従いまして、今後、児童館の開館につきまして、近隣の実施しておる市町村の実例とか、そして地域の皆さんのご要望をお聞きして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

それでは、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

皆さまの来年のまた行動をご期待致しまして、これで終わります。ありがとうございました。

議長 (矢野昭三君)

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、午後 3 時まで休憩します。

休 憩 14 時 45 分

再 開 15 時 00 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番 (宮川徳光君)

では、まず、先の津波サミットはお疲れさまでございました。成功裏に終わったということで、皆さまのご苦勞も報われたことと存じます。地区の住民さんにも大変ご協力をいただきまして、みんなの力を合わせれば、

大きな事業も成功できるということだと思います。

総会も傍聴させていただきましたが、その中の発表の中で、一堂に会して話をすることが大事だと感じたというお話もありました。そのとおりだと、私も常に思っております。

では、通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

1 問目ですが、海的环境保全についてということで質問致します。

昨日、中島議員の方より水産業振興についてとしまして、さまざまな事業について、きめ細やかな、また内容の濃い質問がありました。私としては大いに勉強になりました。

今回、私も同様の質問を行います。目的が同様というような意味でございますが、切り口は若干違った角度からの質問となろうかと思えます。

私は先の9月定例会におきまして、森林資源の活用を図ろうとして幡東森林組合が黒潮薪本舗を立ち上げて、まきの買い取りを始めたことを取り上げまして、森林率が大きい当町にとって取り組むべき課題や、町の考え方をお聞きしました。山の資源の整備や有効活用することによって、海の活力を取り戻すといったような話もさしていただきました。それによって、当町の目指している、自然が元気ということにもつながるのではないか。また、大きな話としまして、地球温暖化の歯止めにも貢献できるのではないかと、といったようなことも申しました。

そういった意味で、今回の質問も同様の意味合いを含んでおりまして、海的环境面から当町の方向性についての質問でございますので、そういった意味も加味した答弁をいただきたいと思えます。

通告書では、生活様式の多様化などにより、水質汚染やプラスチックゴミなどが海の生態系に大きな影響を及ぼしていることは、国境を越えての大きな問題となっております。

一方、近年、沿岸域での藻場の減少は著しいものがあります。漁業や海的环境に多大な影響を与えており、当町内でも、カジメなどの生育が見られなくなった場所も多くあります。

こういった状況下、以下を問うと致しまして、まずカッコ 1、当町の沿岸域における課題と対策はとしております。

まず、答弁を願います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員ご質問の1、海的环境保全についての1、当町の沿岸域における課題と対策はについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、当町の海岸には、生活様式の多様化によるプラスチックごみの増加、また、それらのごみをポイ捨てなど、不法投棄に起因する生活ごみが多数漂着しております。

それに併せて、中山間地域の過疎化により山林の荒廃が進み、流木やアシ類も多数漂着しております。

これらは大雨や台風の洪水によって大量に漂着し、その処理は、海岸漂着物処理推進法第17条に基づき、海岸管理者である高知県に要請をしております。

しかしながら、高知県の方も海岸漂着物対策を実施する責務は国であり、処理費用の確保は国が行うことから、予算確保は十分でないため即対応が難しく、最終的に町の一般財源を投資して処理をしなければならないことも過去にはありました。

このような状況は黒潮町だけのことではなく、海岸を有する自治体に共有する課題であることから、幡多地域または高知県域で漂着ごみに関する検討会等を設置し、洪水による大量の漂着ごみの処理について国の補助

金枠の拡大を要望する必要があるかと思えます。

そして、このような取り組みは海岸を有する自治体だけではなく、河川の上流自治体も含めたごみ減量化の協議を行わなければ、沿岸域の漂着ごみの減量化は進まないと考えております。従いまして、漂着ごみに関する検討会の設置を呼び掛けていかなければいけないと思っております。

海の水質汚染について、議員ご指摘のとおり、家庭で使われる洗剤が生活排水として直接河川に流れ出し、水質悪化の原因の一つとなっていると思えます。

そのために町と致しましては、引き続き環境浄化微生物の普及啓発に取り組んでまいります。その取り組みと致しまして、毎年開催されています四国 EM フェスタへ参加していただき研修をすることと、毎年1月には、くろしお元気AI ぼかし作り講習会を開催をします。ちなみに、今年は1月26日と、そして2月16日に開催を予定しております。それと併せて、町の広報くろしおで、生活排水の環境浄化微生物使用による水質浄化など、町民の皆さんにお知らせをしたいと思っております。

また、合併浄化槽の普及としましては、従来から黒潮町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱により補助金を交付し、支援を進めております。平成27年度は、設置した37基に対し総額1,315万6,000円を補助しており、平成28年度も、設置する合併浄化槽37基に対し1,384万2,000円の補助を予定しております。

今後とも、引き続き環境浄化微生物の普及啓発に取り組んでまいりますとともに、活動されておられます団体との連携、支援を継続してまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは私の方から、海域の対策についてお答えをさせていただきます。

藻場は、沿岸域の環境や生態系を守り、水産資源の生育環境の改善や水産資源の回復を行う重要な役割を持っています。

議員ご指摘のように、沿岸域の藻場の衰退は著しく、漁業や海の環境に多大な影響を与えています。地球環境の温暖化により海水温が上昇し、その海水温が上昇した黒潮本流の蛇行も、一つの影響要因でもあります。ちなみに、今年の黒潮本流の海水温は、8月上旬で30度以上あり、また11月下旬の海水温は25度もありました。

その黒潮本流が陸域に接岸すると、沿岸の海水温も上昇し、海面環境も大きく影響を受けるため、全国的に海藻場が磯焼け現象を起こしています。

黒潮町の海域も、カジメなどの大型海藻類が消滅し、その岩場もサンゴ化が進み、また、熱帯域の魚種やオニヒトデが見受けられるようになりました。併せて、近年、各地で局地豪雨が頻繁に発生し、山林の荒廃も相まり、豪雨による濁水が沿岸域へ直接流れ込み、海面では長期間、濁水と塩分濃度が下がった状態が発生し、岩場の蘇生力が低下をしています。

町としては、一部の解決が平成22年度より高知県漁協入野支所の素潜り漁業者と黒潮町藻場保全推進協議会を組織しまして、田野浦地区、上川口地区の、両地先の岩礁地帯約12ヘクタールで、食害生物のウニ駆除とカジメのモストバックを設置し、十数年前までには各岩場で当たり前のように見られていましたカジメが密集した藻場の再生に向けて、漁業者とともに取り組んでいるところです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）



どうも。予想してなかった、課長からご答弁、早速いただきましてありがとうございます。

設問がちょっとまずいのかなと、いつもこの場へ立って感じるのですが。こういった状況下というところが、このカジメとかいう藻場のことを指しているのではないのですけども、まあ、あらためて読み直すとそういうふうにとられても仕方がないかなというふうにも感じます。

全般的に沿岸域において、海の環境、漁業環境ですかね。そういったものの課題と対策ということで問うつもりでございましたので、ちょっと広げた感じでご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

全域的な環境についてですが、漂着するプラスチックごみ、レジ袋、そういうふうなごみ類。これにつきましては、なかなか海上ですべてを収集ということにはなりません。

ただ、黒潮町内には網漁業者も営んでおられる方がいます。で、網漁業、小型底引き網等で海底に定着したごみについては、その網が上がった段階で漁業者の方が陸域その他で処分をいただいている。そのような状態ですか、現在、海面内のごみ対策はちょっとできていないところが現状です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

もう少しいろんな課題ありますか。昨日の中島議員のいろんな事業についてのご質問の中でもですね、漁獲量が下がってきたとか、いろんな放流関係、種々の放流についての質問もありましたけども。

例えばですね、ちょっと今、沖へ私出るの、ここ1年以上遠のいてますけども、よく海釣りに連れていってもらっていたわけですが。行くたんびいいですか、海の色いいですか潮の状態がですね、私どもは埃をかぶっているとか埃があるとか、海の中に無数の埃が点在してるような状態の潮の状態では漁は期待できないような潮になっておるわけですが。そういうことが回数的にいいですか多くて、極端な考え方をすると、全体的に沿岸域というか、潮が汚れてきてるのかなという印象も持ったりしておりましたけども。

そういったことも含めて今の、例えば漁業者の悩みありますか課題といったようなものは聞いてないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

私も船釣り、時々行くんですが、議員の言われる潮目。潮目がよくあります。潮目を見ると、いろいろな漂着物がよく漂っているのを見るわけですが、漁業者の方は、まだその沖合の方に出られてると思います。ひき縄とかそういうふうなもの。なかなか潮目は、アンカーを打って釣った場合に潮目等は見るんですが、流しながらとかいう場合にはなかなか潮目の所、海水の色の変化の部分はなかなか行き当たらないんじゃないかと思ってます。

ただ、漁協等と話す中でも、そういう漁業者からの海水の色の変化、そこによるごみの増えてきたということは聞きますが、具体的な対策、どのようにやっていくかについてはやっぱり、台風、豪雨等による上流からのごみ、そういうふうなものがやっぱり大きいんじゃないか。不法投棄が多いんじゃないかと、そういうふ

うな話にはなっています。

ただ、それを海面ですべて拾うというということになりますと、大きな海の中の一つの点を探していくということになってきますので、なかなかそちらについては対応を現在しかねているところです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

海釣りをやられるということで。

私の問い掛けしましたのはですね、海の海面に浮いておるごみの話じゃなくって、潮うか水。潮目でもなくって、水自体の中に、風埃で埃が立ちますよね。そういった状態に、潮の中に埃がいっぱいあるような状態。そこら辺り一帯といいますか。潮は移動してますんで、澄んで青黒いいうか、そういうふうな潮になると魚が釣れるというような状況になるがですけども。そうじゃなくって、汚れた水になってるときが多いという状況のことを言うたんです。

そういうことを問題視されてるかどうか、というのをちょっと聞きたかったんですが。再度。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

議員が言われる微小なごみということになってくると思いますが、海中内の。

そちらにつきまして、その具体的な対処方法というものはあまりにも微小なものになってきますので、そこについては先ほどの答弁とかぶると思いますが、濁水による部分。要するに潮目の間の二枚潮とかよくいわれますが、そこでの部分も合わせて、上流からの濁水によって微細なごみも一緒に流れてくるというふうを考えます。

ただ、繰り返しになりますが、そのごみの対策としては認識をしていますが、具体的にそれをどういうふうに対応するということはちょっと、現段階では考えに及んでいないところが現状です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

先ほど申しましたように、そういう潮のときには漁がなかなかないと。近年いいですか、だんだん海が汚れてきていうて、ちょっと私の想像も入ってますけども。汚れてきてですね、冒頭の、生活様式の多様化で、川が汚れ、海が汚れというような感じの中にそういう現象も一つ入っているのかなというふうに思っておりますので今回の質問となったわけですが、そういうことをあんまり聞いてないということなんで、それはそれとして今回は置きますが。

カッコ 2 番の方へ、じゃあいきます。

カッコ 2 としまして、先ほど答弁の中にありました、藻場再生に向けてウニの除去に取り組んだ経緯があると聞きますが、その後の状況はとしております。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それではカッコ 2、藻場再生に向けてウニの除去に取り組んだ経緯についてその後の状況はということで、

通告書に基づきお答えします。

先の質問でも答弁をさせていただきましたが、田野浦地区や上川口地区では藻場再生を目的に、両地先の一部の岩礁地帯で食害生物のウニ駆除とカジメのモストバックを設置し、磯焼け対策に取り組んでいます。

ウニ駆除につきましては、活性が盛んな夏場時期に、またモストバックの設置は、カジメの胞子が飛散する12月上旬に実施をしているところです。

その後の状況ですが、食害生物のウニの生息数は、本事業を取り組み始めました平成22年度ごろは、両海域で年間約10万個余りのムラサキウニやガンガゼを駆除してきました。しかし、昨年度は4万個程度に減少をしているところです。

モストバックの設置効果ですが、定期的にモニタリングをする中で、徐々にではありますがカジメ場が復活をしているところです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ウニの除去を上川口の近くでやられてるのを見たことがあります。かなり、何年くらい前になる、かなり前のような記憶がありますけども、年度ごとの経緯が分かれば教えてください。

モストバックと両方、できれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは、年度ごとの数値を報告をさせていただきます。

まず、ウニ駆除ですが、平成22年には約10万5,000個です。23年は、海環境、ちょっとこのときに海がこの年は結構荒れてまして、あまり作業ができてません。この年は約5万5,000個。24年度11万個、25年度8万3,000個、26年度3万個、27年度が4万個となっております。また、28年度につきましては、今年も夏場から台風その他でずっと海域が荒れてまして、今年度はまだ取り組みができてません。

また、モストバックにつきましては、年間約100個程度、それを12月に田野浦海域に入れてます。上川口海域につきましては、この時期イセエビ漁の漁期に入ってまして、モストバックの投入については、その期間は9月から4月までのイセエビ期間。この時期についてはその漁場には入らないということで取り組んでまして、ウニ駆除のみ対応しています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ウニ駆除は平成22年からやられているということで、個数、場所についてとですね、その目的が藻場再生ということで、藻場再生の状況いいますか、そういったものが分かれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

藻場再生、ウニの駆除につきましては、区域を定めてます。

上川口につきましては2ヘクタール。上川口は現在、王迎団地の下の約2ヘクタール。田野浦につきまして

は、入野漁港西の地先 10 ヘクタールということで、区域を定めて取り組んでいます。

状況につきましては、先ほど言いました定期的なモニタリング、そちらで写真撮影をしてですね、海中での撮影をしながら藻場の繁殖害、そこを定点観測はしています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

状況を問うたつもりですが、観測をしているということで。

その、増えてるかどうかとかいった状況は、また教えてください。

それと 1 点、ちょっと気になるのが、毎年いいますか、ちょっと海の状況より 5、6 万個、3 万に落ちたときもありますけど、同じエリアで毎年同じような数を取ってるということは、1 年でまた復活をしてるということになるのですかね。

それと、もし分かれば、経費の面もちょっと教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

ウニにつきましては、先ほど答弁させていただきましたが、徐々には減ってきています。

ただ、移動しますので、ウニについてはその区域を定めていますが、その周りの岩礁地帯、そこから藻が生えてくると栽植に行きます。栽植に来るため、どうしても一定量はその海域にはウニがいるということになってきます。それを活性化の多い夏場に駆除をすると。そういうことで考えてやっています。

また、費用についてですが、年間 300 から 350 万、その程度で取り組んでいます。昨年度までは、国の 100 パーセント補助という形で取り組んでいるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

この藻場再生だけを私、ちょっと取り上げたような形になりましたけども、これは一つの取り組み例として伺いましたわけで。昨日の中島議員の質問にもありましたようになかなか厳しいものがありますので、その状況を私たちも知らなければならぬし、また住民の方にも、その環境面とかいった事柄も知らせていく必要があるかと思ひまして質問致しました。

1 問目は終わりました、2 問目へいかさせていただきます。

2 問目は、請負契約と議決案件についてということで、議決案件に、が抜けたような状態で通告書が行ってるようですが、申し訳ありません。私の落ち度だと思います。

通告書では、当町では、請負工事の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、議会の議決に付すべきとなっております。

一方、請負契約において設計変更を行う場合、総工事費が 5,000 万円を超える場合は、その変更について議会の議決が必要となっていると私は思っています。この 2 行につきましては文言が条例には載ってない部分で、その

ような運営をされてると認識しているところでございます。

このことはですね、先の9月定例会におきまして請負契約の締結についてとして質問させてもらいまして、私の質問の仕方もまずかったのか時間切れとなりましたので、若干その残ってございましたといいますか、納得のいかなかった部分について再質問となっております。

まず、カッコ1としまして、設計変更の手順として、議決の要否の判断はどの時点で行うのか、としております。

答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の2番のカッコ1、設計変更の手順として、議決の要否の判断はどの時点で行うのかにつきましてのご質問にお答えを致します。

設計変更につきましては、設計図書に示されました施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合などにおいて、必要と認められるときは、適切に設計変更およびこれに伴って必要となる請負代金の額、または工期の適切な変更を行うこととなります。

議員ご質問の、請負金額が5,000万円以下の工事について変更があった場合は、変更の内容、変更の根拠の明確化、変更設計図書、これは図面とか数量計算書等になりますけど。これらを作成を行いまして、受注者および発注者側において相互に確認をした上、設計変更の手続きを行います。

この時点において、請負金額が5,000万円を超える場合、議決を要する金額以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めることとなります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

確認をさせてください。

私、通告書で言いますと3行目、一方からですね、5行目ですね。これ、条例に載ってない部分ですけども、この解釈で間違いないと私は思っていますが、その確認とですね。

もう一度確認しますが、今の答弁で言いますと、多分、契約書の18条とかで、この9月議会でいろいろ言っていた部分を指していると思うのですが。それらによりまして設計変更が生じた、しなくてはならないとなったときに、手順の一番前にその工事の総額を出して、議決案件になるかならないかの判定をしなくてはならないと私は思いますが、それでいいですか。

今、答えてくれたんですが、再確認です。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

まず第1点、5,000万円を超える場合の議決案件でございますけど。変更になる場合もですね、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格、これが請負金額が5,000万

以上になった場合は、変更が必要でございます。

それと、あと手順でございますけど、2点目の。これにつきましても先ほどご答弁しましたとおり、工事を施工中、変更がだんだんと起きてきて、その時点で詳細に設計変更をくりまして、金額が5,000万円を超えると分かった時点ではですね、その時点で議会に付すべきだと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

設計変更に必要なときに、まず議決の要否の判断をするということでございます。

言葉がちょっと、名詞的なことが分かりませんが。手順書、また、あるいはそのフロー図。そういったものは当町ではあるでしょうか。

もう一つ。先の9月定例会の藤本議員の一般質問の答弁でですね、当町には設計変更要綱やガイドラインの制定をしていないとの答弁でございましたが、今言った、その1番目にやると言ったのは、何に基づいてやっているのか。

教えてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

議員よりご質問がございましたそのフロー図でございますけど、現在、町の方でも策定の準備を進めております。県の方ではですね、そういうフロー図というのもございます。それに基づいて、それに準じてですね、現在、町の方も施工の方を行っているわけでございますけど。

9月議会のときに質問がありましたように、その設計変更に対する手順とか、今言いましたフロー図。そういうものがあまり明確ではなかったもので、現在、その策定を行っております。

9月議会にご答弁しましたことを再度申し上げますと、本町においても高知県に準じ、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受注者、発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うため、設計変更に関する事務取扱要領、また、建設工事の請負契約における設計変更のガイドライン。そういうものが策定が必要と考えまして、現在、町の事業担当課でございますけど、情報防災課、まちづくり課、農業振興課、建設課、海洋森林課、それから総務課を中心にしまして、そういうものの内容に検討入っております。

それで、策定の方も本年度中には取りまとめる予定でございます。そのガイドラインの適用も、来年度の工事からは適切に運営していきたいというふうに、現在、考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

2問質問させてもらいましたが、フロー図はないということでした。

2問目の、議決の要否の判断は何に基づいてやっているのかということについては、答えがなかったように思うのですが。

再度お願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

この5,000万円の基準につきましては、まあ条例で定めておるわけでございますけど、国の方では、町村が5,000万、市の方は1億5,000万と。で、県の方は5億というように、一応決めてはいるんですけど。

一応凡例の方を見ましても、当初、言いましたようにその5,000万円を超えてない工事について変更があった場合に、5,000万以上となった場合、その議決が必要かどうかという例も凡例等でありました。それで、その凡例の解釈によりますと、当然それは超える分については、条例で定めている範囲以上になるということで議決が必要というふうに示されております。

従いまして、今回、前回の工事の件につきましても、当初5,000万以下だったと思いますけど、それが超えたという時点で、確か7月の11日の臨時議会だったと思いますけど。その時点で、設計書がそれまでに出来上がりまして、それで超える金額になったということで、議案として出させていただいた経過もあります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

要否の判断を何に基づいてというのが、ちょっと私は答弁が返ってきてないと思うのですが。

今ちょっと、先のことに触れていただきましたので、ちょっと9月の内容を振り返ってみますと、4月の22日か何かにそういう業者からの申し出があって、設計変更をしなくてはならなくなりました。

ちょっと、2番と重なりますんで2番の方を。

じゃあ確認します。町としてですよ、再度、3回目になります。要綱的なものがない状態で、例えば、実務提要、何言うかちょっと。ああいったものを参考にするとか、県の設計変更の要綱ですかね、そういったものを参考にして作業をされてるということでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

町の方におきましても、設計変更の事務取扱要領的なものはありましたけど、あまり明確ではなかったということもあり、県に準じて今後進めていくのがいいんじゃないかというようなこともございまして、現在、検討も入っているわけでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今回、7月の臨時議会に出てきた件についてどのような判断、その判断の根拠となったものがどこから出てきたかなという話なんでございますが。

2番の方へいきます。

請負工事が設計変更により議決案件となる場合、その設計変更により変更、もしくは追加となった内容をですね、調整により変更前の請負契約の中で施工できるのか、とを伺います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の2番のカッコ2、請負工事が設計変更により議決案件となる場合、その設計変更により変更、追加となった内容を、調整により変更前の請負契約の中で施工できるのかについてのご質問にお答えを致します。

工事の施工中に条件変更等が生じた場合につきましては、受注者より建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、工事条件変更等確認要求書が提出をされます。

変更事項の内容によりましては、現場の状況等について監督員等が確認の上、住民の方々の日常生活に支障がある場合や、一般車両や歩行者等の通行の安全を早期に確保する必要があると判断した場合や、また、工法上速やかな対応が必要な工種につきましては、設計変更により変更および追加となります工種についても、現時点での出来高金額を十分精査の上、変更前の請負金額の範囲内であれば、受注者と十分協議の上、施工を指示しているところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

前回はこれ同じ内容、まあ切り口が若干違った形で質問したんで、違った答弁をいただいたようなんですが。

今、答弁にあったようなことがですね、何。例えば、これ、5,000万円以上は条例で定まって、ただし書きも何にもありません。要綱、要領、ガイドライン的なものの中で実際仕事をしていくと思うんですが、その判断は議決案件と。最初、議決案件かどうかを判定するわけなんで、議決案件になったということはその時点で分かるわけなんですよ。

その議決案件になったものを、その今言われたような理由でできるというのはどこに示されてますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

変更処理につきましては、基本的には現在未策定でしたので県に準じては行っているんですけど。

今回の場合、もう一度整理をさせていただきますと、当初、例えば4,000万の工事でした。それで変更が起きて、例えば6,000万になりますと、で、その2,000万の差がございます。その2,000万の差について、一部その必要性が生じて1つの工事を先行してやらなければならないというときが起きます。その場合、4,000万の中で、例えばその時点でのその出来高ですよ。その時点でできている金額が2,000万でしたというときに、あと、その4,000万のうちにあと2,000万ございます。それで、その追加の工事が先行している場合、もともと4,000万の中にあつた工事をですね、一部変更で削除します。工事を一時止めます。その部分を先行して、4,000万内で先に仕上げます。

で、仮に6,000万になったときに、その議決にかけて、否決にもしなった場合です。なった場合につきましては、当然4,000万の工事しかできませんので、例えば当初から予定されちゃつた一部の工事については、施工をしないずつに次の工事の発注に回すという手順で、現在まで工事についてはそれぞれ進めてまいりました。

そういう形で、ご理解をまたお願いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）



宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

今答弁があったようなことは、以前からやられていたというふうにお聞きしたのですが、そのやれる根拠はどこにあるかということを知っているわけで、それについての答弁をしてください。

(議場から「議長、休憩」との声あり)

議長 (矢野昭三君)

暫時休憩します。

休 憩 15 時 59 分

再 開 16 時 01 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

大変失礼しました。

基本的に工事につきましては、建設工事、発注者、受注者の間で建設工事請負契約書を締結を致します。その中で各条項がございまして、議員もご承知のとおり、その 18 条とか 19 条とか。19 条につきましては、設計図書の変更とかいうこともあります。これに基づいて、変更に基づきまして現場確認とかいうのは当然せないきませんので、それはまた監督の規定等を設けておりますので。それに基づいて、監督員が必要となったというときに、この 18 条、19 条に基づいてやっておりますので。

その時点で、先ほど言いましたその 5,000 万を超えたときにはですね、議決を当然要する案件となりますので、そこで提案をさせていただくということになります。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

最初の質問で、設計変更の必要性が生じたときに、まず総額を出して、議決案件かどうか判定するということでした。

議決案件になったものについて、今言ったようなことができる。条例でできないというふうに私は書いてると思うのですが、それができるのは、何を根拠にできるのですかという聞きようがですよ。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

繰り返しになろうかと思えますけど、設計につきましては変更ガイドラインに、県の設計変更のガイドライン等に準じて現在行っておりますけど。

契約の変更というのは、あくまでその契約書の条項に基づいて実施をしている状況でございます。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

ちょっと私、理解力が不足してるのか、ちょっと理解に苦しみますが。

実務提要ですかね、あれにも載っていますが、工事の総額で動いていると思うがですよ。

設計変更をかけろうとしたときに、工事総額が幾らになるか。それでまず最初に判断する。判断して議決案件になったものについて、そういうことが職員サイドでできると言うから、その根拠はどこで、どういう文言で動いていますか、いうことを聞いていますよ。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

再質問にお答えを致します。

あくまでも町の考え方としましては、契約金額内での変更でございますので、それはもうその裁量権の中で変更等はできるものと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

あの9月のやつで問題にしたときのやつは、当初4,100万ぐらいでしたか。それが、設計変更によって8,000万になりました。で、その2つしかなかったわけですよ。その後に入るべき行程が先の中でやられておったので、私は疑問に感じているいろいろ質問させてもらいようわけですが。

それは総額が5,000万円以下なら、それはできるかもしれませんよ。やけども、設計変更によって5,000万円以上を超えた工事ですよ。その設計変更が生じた時点で積算すると、5,000万円を超えてるわけですから、その時点で議決案件になってるわけなんで、その中は触れんと思うがですよ。それを触ってるのは、どういうことで触れるのかという。

先の4,100万の中の風呂敷をほどこいて、中身を出して、そこの中へ入れました、最終的にはこうなりました。それは契約からしたら逸脱したことやと、私は思うがですよ。提要にもそういうふうなのがじゃなくって、変更があったらその部分は別工事になります。それで、5,000万円を超えた時点で議決案件になります、というふうに書かれてると私は理解してるんですが。

そのあたりはどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、前回の工事、鞭の避難道の工事の件だと思いますので、私の方からですねお答えをしていきたいと思っております。

基本的な契約の流れについては、総務課長が今答弁してきたとおりでございますけれど、現在、前回の件になりました弘野団地の避難道工事の経過、2月4日に契約をしまして、それから18条が2回。18条で、まず3月22日に、まず伐採の追加工事の18条の申請がありまして、指示を出しております。

それから、次に4月22日。これは工事現場が少し危険だということで、仮設の柵とか掘削の追加の工事を18条で、業者からありましたので指示を出しました。

その後、町の方から19条。同じ日でございますけれど、のり枠の減の調整の指示書を出しております。

その後、全体的な工事、いわゆる議決を必要とする設計全体が分かったのはですね、6月30日の、のり面点検報告が整ったとき。そのときに全体的な工事がですね、議決を求めた設計内容になりました。その時点で、7月7日に変更の仮契約をして、7月11日に議決の承認を得たということでございます。

その、議員がおっしゃられてる設計変更により変更、追加となった内容という所が、恐らく町の言ってる分と議員が質問している分との食い違いがあると思うんですけど、あくまでも町の方としてはですね、地方自治法あるいは町の条例に基づいて、町の裁量権でできる5,000万を超えない範囲での指示については契約書に基づいて、18条、19条のやりとりの中でやっております。

従いまして、明確にできるできないがなかなか書いてない中での採用でございますけれど、実務提要とかさまざまなものを参考にしながら判断して、事務を進めてきたところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

全体的な話で、1問目で、議決案件になるならんを判定する。議決案件になったものを、今言ったような調整で、再度聞きますけど、工事ができるがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

これは地方財務の実務提要にも明記されてますけれど、当初の契約と一体性ないし類似性が大きい変更。これはできるというふうに解説してますし、自分たちもそのように理解しております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の答弁のところ、私、見させてもらったと思うのですが。実務提要の中身、全然私の解釈とは違うわけで。総額で動いてますよね、実務提要は。総額がなったとき。それで動いたというのであれば、一つの答弁ですが。やっとな具体的な答弁が出てきたように思いますが。

避難道の話になりましたんで言いますと、4月の22日の段階で設計変更をしたいですか、ちょっと洗い出しをした段階で、私がちょっと頂いた資料では5,500万くらいの総額になっております。この段階でもう議決案件になっていると、私は思うがですよ。それをやりくりして4,100万に収める。それが実務提要の、先ほど言われた同一性があったら何たらいう所で、できるということですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思えます。

議員も実務提要はよく読まれておいでだと思うんですけど、ここに書かれていますのは設計額ではないですよ。契約額が5,000万を超える場合に議決が必要と書かれていますよね。従いまして、4月22日に19条を出してるということですが、その時点で当然、議決が必要ない範囲の指示になっております。

というのはですね、最終的にはより面点検の報告がまだできてない状況の中で、全体的な設計がなかなかできない状況でございますので、その当初の契約の中での数量調整の指示でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今申しましたように、4月の22日の段階でも5,500万ぐらいのお金になって、それを調整してる。この契約

は2つしかないんですよ、2つ。

あとの方は8,000 ながしで、その8,000 ながしに当然入るべき変更内容ですよ。その急いでやったというか、のり面を大きく切った。その大きく切るといのは、そのことによって額が膨らむ大きな要因なんで。話がちょっとずれてだんだんいきようかもしれませんが。

もともと私が問題にしとるのは、設計変更になったとき、必要になったときに判定をしたかどうか。それで動いているということだったけど、その避難道の関係のやつは同じことをされたのかどうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

少し質問が、ちょっと理解し難かったんですけど。

18条、19条、それぞれ設計、見直してきますよね。ただ、議決を必要とするのはあくまでも契約金額が5,000万を超える段階でございますので、当然この18条、19条の段階では、5,000万は契約費が超えない範囲での調整ですね。

そして、のり枠点検の報告があって、初めてののり枠の範囲とか、しっかり全体が決まってきた段階で、これが5,000万を超してくるという設計になってきますね。その時点で、仮契約をした上で議決を求めたという流れ。

議員が2つあるとおっしゃられる部分もちょっと理解、ちょっと質問がよく分からなかったんですけど、自分たちとしてあくまでも、契約金額は超えてない範囲でやっておるというふうに思っています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

カッコ1 でいただいた答弁と、今言われてることとは全然合致しないと私は思いますが。

再度、今の答弁を聞いて、カッコ1 で答弁していただいた方にどう思うか。合致してると思うかと思うないか、伺います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答え致します。

情報防災課長の方から、弘野団地の件について報告があったわけでございますけど、先ほど言いましたその4月22日時点で、その18条と19条の処理をして、工事を実施させたということでございますけど。その19条で、本来仕上げるべきのり枠を減して、その分の似合う分を、その仮設柵と掘削に回したと。それでいったん業者とは協議が整っております。

その後、掘削をして地山を確認をしたときに、どうしてもそののり枠の増加とか、そういうものが要ということが分かって、のり面の調査をして、それが仕上がった段階で変更設計が出ます。といいますのは、どれぐらいの範囲、のり枠工が必要かということなんかはその委託結果によって出ますので。それに基づいて算出した額がその時点で5,000万円を超えるということですので、その時点で、その7月の時点で変更の仮契約を業者として、7月11日の臨時議会に提案をさせていただいたというものが経過でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

冒頭のカッコ 1 の答弁は、設計変更が必要となったときに、その設計変更により工事の総額が幾らであるかということを経算、総額を出して、それが議決案件かどうかをまず最初に判別するという話だったですね。

それを、今の工事でやったのかどうかということ聞きようがですよ。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは、再度の質問にお答えを致します。

あくまで町として、その 5,000 万円を超える範囲が判明するのは、先ほど言いましたようにその 4 月 22 日時点ではまだ不確定です。当然、伐採もしてないし、のり面調査も十分できておりませんので。

私が第 1 問目で言いました、その 5,000 万を超える場合、分かった時点ですね。分かった時点でかけるというのは、あくまでその数量が出てきて、設計変更をして、金額が確定したと。変更設計金額が確定したという段階でしか、提案はできないと考えております。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

私の聞き間違いでしょうか、1 番のお尋ねしたときに、まず最初に議決案件かどうかの判定をする、いう答弁だったと思いますが。まあ、それは議事録見れば分かりますけども。

その点からも、再度問わないかんですか。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

自分の方からちょっとお答えをしたいと思いますが。

総務課長の方の 1 番目の答えですけども、5,000 万円以上を超える判定についてはですね、議決の要否の判定はどの時点からというふうなご質問やっと思しますので、それが 5,000 万円を超える設計をしてみんと実際分からないことですので、それは当初の契約上の 19 条のときではないと。それ以後の、6 月 30 の、のり面の地盤が悪いというが判明した時点、それから設計をしていった時点で 5,000 万円を超えることが判明したというふうな、その時点というふうな判断をしております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

冒頭の答弁とはだいぶ違って来たように、私は印象を受けとるがですが。

いただいた資料によりますと、4 月 22 日の段階で設計変更。これ、幾らになるかも分からずに動かしているということ、私には聞こえるがですが。

これ、設計変更に当たっては、また 1 番の確認ですが。議決案件かどうか判定しなければならんのかないんですか。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

お答えを致します。

再度の答弁になろうかと思えますけど、あくまでその4月の22の時点で、5,000万円を超えるかどうかという判断はできておりません。

といいますのは、先ほど言いましたように、伐採を18条で3月に通知をして、その後、掘削もしたということで。それをして状況を確認をしないと、5,000万円を超えるかどうかという判断はなかなか困難であると。

で、最終的には掘削をして、のり面点検を再度行いまして、その結果、どうしてもそののり面の枠の範囲を広げなくてはならないというようなことが分かって、そこで初めて総枠は超えていくという判断になりましたので。当然、その時点での提案ということに、町の方としては行わせていただきました。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

作業を、ルールで動いてると私は思えんのですが。

その、何を根拠にというても根拠は出てこない。かといって結果的に、これ、条例に抵触してますよね。結果からすると。

その全部、先の工事で何とかいうて。それはくくったもんですから、変更が出て大きな工事にだんだん大きく膨らんでいくわけで、それがひと固まりのものを、別のもんとさしくったりするという。

また、ちょっとこんがらがってききましたけども。

これは、そういうきちんとしたルールに基づいてはやってるようには思えませんが、最初、判定しなくてはいかんのかどうか。その当初はするよな話だったんですけど、今はしないよな話なんで。

どっちなんですかね、それは。

議長（矢野昭三君）

あと1分です。

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

判定は必要でございます。いつの時点でその5,000万円を超えるかという判定は必要でございます。

ただ、先ほど言いましたこの広野工事につきましては、その4月の22の時点では判定ができない状況だということをお答えを致しました。

で、この場合は、その6月30日ののり面点検結果をもって、のり枠工の増額ということが判明しましたので、この時点で変更設計をくくったところ、5,000万円以上の案件となったと。

ですから、あくまでもこの時点が、私が先ほど最初に言いました、カッコ1で答弁しました時点になります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

延長構いません。

議長（矢野昭三君）

そうですね、どうぞ。

6番（宮川徳光君）

9月の二の舞になりましたけど。

最初の質問では、手順としてですね、設計変更が生じたときには総額を出して、議決の要否の判断をしなくてはならないという答弁やったと思うのですが。

それ、再度確認します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは、再度の質問にお答え致します。

再度、もう一度、先ほどのカッコ1でご答弁をさせていただいた内容を読み上げさせていただきます。

請負金額が5,000万円以下の工事について、変更があった場合です。変更内容とか変更根拠の明確化をして、で、変更設計図書を作成致します。変更設計図書というのは、図面とか数量計算とか、そういうものに基づいて設計書を作成を致します。それを作成をして、受注者と発注者において相互に確認をします。こういう内容で変更したいと。それに基づいて、設計変更の手続きを行っていきます。

今回、この第1回変更設計の手続きをしたのが、変更契約の仮契約をさせていただいたのが7月の7日でございます。要するに、この変更契約の仮契約の前の時点でもう、この時点でもう5,000万を超えていますので、議決に付さなければならないという解釈でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

1回目の答弁ですね、今言われたようなことは言ってないと思いますよ。大まかな話しか問うてませんので。その中では、まず一番先に総額を出して、その議決の要否を判定する。判断するという話だったと思うのですが、だんだんと避難道の話になってくると、ごちゃ混ぜになってくるような話ですが。

じゃあ、途中で1つだけ、その実務提要のなにかという話がありましたけども。再度、その今やることができました。

それとですね、ちょっと戻りますが、基本的いうかルールからしてですね、判定して議決案件となったものについて、カッコ2のようなことができるかどうか。

再度聞きます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

議決案件になったものが当初の契約内のできるかというご質問だと思いますけど。当然、当初の契約内の金額で工事の調整をするわけでございますから、そういうものについてはできます。

ただし、先ほど言いましたように、まだオーバーする分ですね。契約金額以上のものについては、その時点ではできませんので。あくまで契約金額範囲内で、当初の契約範囲内での施工ということに解釈しています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

最初の契約の風呂敷を解いて、中身を出して、入れ替えて、工事をさすということができるといことは、さっき言うた実務提要のなにかに載っとるわけですね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

そのことにつきましては、県の設計変更に関する事務取扱要領の中での規定でなっております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

県の取扱要領の中の、こういった文言で判断していますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

情報防災課長の方からもご説明しましたように、こう書いております。

工事にはその性格上、不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合があると。で、このような原因により設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において工事請負契約書の規定に基づき、この規程というのは、先ほど言いました 18 条、19 条等が該当になると思うんですけど。それに基づいて、一部変更することができるということで行っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私が問うとるのは、議決案件になったものについての扱いを問うとるわけで、その点について答えてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

（議場から「休憩を」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 16 時 35 分

再 開 16 時 44 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは、大変お待たせ致しました。

冒頭からご説明しておりますように、あくまで現段階で町の取り扱いにつきましては、第 1 回変更設計書ができるまでの間につきまして、それに伴う現場での変更の処理ですよね。それにつきましては、その 18 条等で指示をしていきます。

議員ご質問のとおり、その判明した時点に議会にかけるというふうにご理解いただいていると思いますけど、町が判断したその時点が、県のガイドライン等に準じて判断した時点が 7 月の 7 日の仮契約のときですよね。そこで金額が 5,000 万円を超えるため、議案に可決させていただいたと。それで、7 月 11 日に臨時議会を開い



ていただきましてご承認をいただいたというのは、今回の一連の流れでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まいりましたね。

最初、カッコ1で、設計変更の手順として、議決の可否の判断はどの時点で行うのかいうて、一番最初にやるいうて言うたんじゃなかったですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それは、あくまでその請負金額が5,000万円を超える場合、判明したときでございますので、その4月の時点では、あくまで5,000万円を超えるものは判明をしていないという範囲でございます。

ただし、今言いましたように、のり枠工等の調整をされたということでございます。そののり枠工の原因によって、その時点では仮設防護柵と掘削は追加をしているという状況と聞いております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

避難道が再々出てきますけど。

まずカッコ1を問うたときは、手順、設計変更の手順として判定をいつするのかいうて聞いたら、最初にやるいうて言うたと思うのですが。

それは間違いないですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

冒頭、カッコ1でご答弁しましたのは、設計変更の図書の作成を行って、そこで5,000万円の範囲を超える場合、という判断です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まいりましたね。

この通告書に基づいた設問のとおりで答弁してください。

設計変更の必要性が生じました。で、設計変更を今からしましよとなつたときに、議決の可否の判定はいつするかということながですよ。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

それはあくまで、変更設計をくくりまして、その5,000万円以上になるという時点でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

まいりましたね。確認しようにも、手順書、フローもない。設計変更容量やガイドラインも制定していないということで。

最後にじゃあ、何回も同じことを聞いて申し訳ないですが。

県のその要綱の、設計変更に関する要綱だと思うのですが、何条を適用して、今、判断しようがですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

先ほど私が言いました取扱要領につきましては、基本原則の第 1 条の所で書いている分を申し上げました。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

最後に、カッコ 2 の方ができるのは何か、もう一度お答え願います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

このカッコ 2 のことにつきましては、答弁の中で、工事請負契約書の第 18 条に基づいて行うという旨をご答弁させていただきました。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

では、今の答弁で、設計書の中で書かれてることで議決案件になつとるもの。それは条例で定めておりますんで、私はちょっと引っ掛かるんじゃないかと思えますけども、それで、設計書の中でやれるということではないということですね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

ご質問にお答え致します。

あくまで、議会の議決に付すべき工事の金額については 5,000 万と定めておりますので、それに基づいて進めております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

何か、できるかできんかを、設計契約書の中の 18 条、19 条で、このカッコ 2 ができるというふうに言われたように聞こえたんで、その確認ですが。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

お答え致します。

それは契約書の第18条の中でできると記載しておりますので、それに基づいて実施しております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

2回連続しての追加となって誠に、時間も、まあ私の勉強不足で貴重な時間を多く使わせていただきまして申し訳ありませんでした。

以上で、私の一般質問を終わります。どうも。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 53分